

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場支障除去対策
住 民 説 明 会 及 び 意 見 交 換 会

議 事 録

日 時：平成21年3月26日（木曜日）

午後7時00分から

場 所：村田町沼辺地区公民館

司会 それでは、定刻の7時となりましたので、ただいまから村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策に関する説明会及び意見交換会を開催いたします。

初めに、宮城県環境生活部長今野純一よりごあいさつを申し上げます。

環境生活部長（今野） おばんでございます。環境生活部長の今野でございます。

本日は、お忙しい中、また寒くなった中、お集まりをいただきましてありがとうございます。また、日ごろから、竹の内地区産業廃棄物最終処分場の対策につきましてはご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、平成19、20年度の2カ年にわたりまして実施してまいりました雨水浸透防止対策工事が、おかげさまで予定どおり完了をいたしました。工事に際しましては一時通行止めや、また片側交互通行などのご不便をおかけいたしましたけれども、無事完了できましたことを、村田町を初め住民の方々のご協力のおかげと、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

今後は、この雨水浸透防止対策工事の効果を検証いたしながら、引き続き各種環境調査を行いまして、処分場周辺における生活環境への支障の有無を監視してまいるとともに、処分場の適正な維持管理を続けてまいりたいと考えております。今後とも、村田町を初め地権者の皆様、そして地元の皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

本日は工事の完了報告をさせていただきますとともに、2月24日に村田町長、寄居地区行政区長、竹の内産廃処分場からいのちと環境を守る会の代表、そして竹の内水田埋立組合代表の、この4者の方々からご要望いただいておりますことに対しまして回答させていただくという予定といたしております。

皆様からはさまざまなお要望をいただきました。この中には、今後の課題として町や地元の皆様と一緒に検討していく必要があると思われるものもございます。現時点においては、工事が完了したばかりということでございます。本日、具体的な回答をするのが難しい事柄もあると思っておりますが、それらのことにつきましても、これまで同様、皆様のお考えを真摯にお伺いしながら、一緒に考えてまいりたいと思っております。

どうか今後ともよろしくお願いを申し上げまして、簡単ではありますが、私からの開会のごあいさつとさせていただきます。

司会 次に、村田町の佐藤町長様にごあいさつをお願いいたします。

村田町長 皆さん、おばんでございます。

きょうは、夜分大変お疲れのところこの説明会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には、常日ごろからご理解とご協力を賜っておりまして、重ねて厚く

御礼を申し上げる次第でございます。

本日は、平成20年度の年度末で大変お忙しいところではありますが、県からは環境生活部の今野部長さんを初め、竹の内産廃処分場対策室の皆さんにおいでをいただいているところでございます。ご承知のように、県の行政代執行によりまして昨年の2月から工事が進められておりました処分場の支障除去対策のうち、雨水浸透防止対策工事が完了をいたしまして、本日はその報告と、そして今後の維持管理やモニタリングに関します説明会と意見交換会というふうに行っております。

処分場におきます工事の状況につきましては、昨年の10月16日の評価委員会、そして11月26日の現地説明会などで多くの皆様にご覧をいただいているようでありまして、現在では覆土整形されまして排水溝なども整備されたようでございます。しかしながら、あの場所に廃棄物があるということにつきましては事実でありまして、本当に今後の周辺環境に対する影響も気になるところでございます。

ただいま今野部長さんからありましたように、先月の24日、町と、地区の行政区長、そして竹の内のいのちと環境を守る会の代表の方、そして埋立組合長、この4者連名で、今後のモニタリングや維持管理、支障除去対策についての要望書を知事あてに出させていただいているところでございます。

今後の対策において重要なことは、処分場周辺の住民の皆様の恒久的な本当の意味での安全と安心であるというふうにとらえております。そういった意味では、今後の維持管理、モニタリングが非常に重要になってくる訳でありまして、評価委員会での議論が最重要視されるというふうに思っております。あの処分場の安定化につきましては、相当の時間を要するというふうにも言われておりますが、モニタリングを継続しますれば、その状況を常に皆さんの方にお知らせをすることができますし、万が一不測の事態があった場合、住民が納得できる対策ができて、また、住民の皆様の不安を解消することにつながるというふうに考えております。

きょうは、そういうことでよろしくお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。大変ご苦労さまでございます。

司会 どうもありがとうございました。

ここで、本日、この説明会にご出席いただいております県議会議員の先生をご紹介いたします。

須藤先生でございます。

また、高橋議員もお見えになるというふうに聞いてございます。

次に、本日出席しております県側の職員をご紹介します。

宮城県環境生活部の今野部長でございます。

環境生活部次長の安齋でございます。

竹の内産廃処分場対策室長の加茂でございます。

次に、村田町様よりご出席いただいております佐藤町長様でございます。

柴田副町長様でございます。

町民生活課長の澤野課長様でございます。

建設課長の大内課長様でございます。

あと産業振興課長の遠藤課長様、ご出席をいただいております。

それでは、ここで説明に入らせていただきたいと思います。本日の説明させていただく内容は、支障除去対策工事の完了報告と、ことし2月24日付で村田町町長様を初めとして4者の方々からご要望をいただいておりますことに対して回答させていただきます。一括して説明させていただいてから、意見交換会を行わせていただきたいと思います。説明は加茂室長より行わせていただきます。

住民A ちょっと、説明の仕方です。

きょうは本当は支障除去の説明ということだったんですね。除去工事が完了したということ。だから、まずそれをやっていただいて、その次の段階でやってもらう、そういうふうに分けてもらわないと、いっしょくたんにされるとこっちも質問しにくくなっちゃうから、それを分けてください。

司会 それでは、今、ご要望ございましたように、では、初めに工事完了ということで、その関係について先に説明させていただきます。

住民B 済みません、動議です。

今、守る会のA事務局長の方から分けてという話があったけれども、今回この会のご案内をいただいたのは、この前の、私も名前書いて出した一人だからね、当然通知があつてしかるべきだと思うんだけど、それのお答えをいたしますというふうな通知はなかった訳さ。だから私はそいつはないものだと思ってきょう来たの。本当は来ないつもりだった。だから、通知がないんだから、それはきょうの目玉にはならないよ、これは。ないんだもの。だれも知らないっちゃ。それは、新、竹の内対策室ができてからの話なんだろうかって、もう1回これを求めて、知事にも出席を求めて、知事とのやりとりのうちでこいつの返事をもらおうかというふうな話をしていた訳で、きょうのご案内になかったんだから、それは皆さんがいつもやるずるい

方法なんだよ、そいつは。だめだよ、そいつは受け取らないよ。最初から言うておくからな。

それから、加茂室長、あなたたち少年たちのああでもない、こうでもないという言い訳はもういいのよ、本当は。現場にも来ない、代執行と言いながら代執行のお金も全然取れないような竹の内対策室の机に向かった言い訳、向かって発明した言い訳はいいから。きょう一番ねられるのは部長だからね。大人と大人の話をして部長としましょう。きょうは本当はこいつの答えをもらうんだったら知事を引っ張ってこいというふうな言い方をしたんだから。いいか。これ、少年たちは黙っていてよ。あなたは仕方ないから概略は言うけれども、少年たちはいいよ。大人と大人の話をしてきましょう。部長だろう、そいつは、腹割ってそうしましょうよ。でなかったら、支障除去対策の説明だけで終わり。だからこれしか来ていないんだよ。来てもらえないんだ、こんなものに。1年間机にしがみついて言い訳考えているだけなんだから。1銭でも廃棄した責任のお金を取ったのか。代執行、代執行、代執行って言いながら、代執行のお金を回収したのかというの。それがあなたたちのあいつだべ。机の上に向かって、住民からこう責められるから、ああ責められるからと言って、そいつの言い訳を机の上で頭抱えて考えていて、4月になったらいなくなるのか。そういう人たちから説明もらったってしょうがないぞ、こいつは。ふんどし締めて、少年たちって言ったけど小僧っこたちだぞ。やらなければならないこと全然してないで、住民とちゃんと話し合います何のって。何、あのサメのきばは。住民を排除したんだべ、あれは。

だから、きょうのは、Aさん、こいつの答えをもらうって聞いてたか、話。この前、県庁に持っていた。聞いてねべ。こんなもの、きょうやるなんていうのは間違っている、それは。そいつは、ちゃんと帰って知事を引っ張って、もう1回ございん。2人でいいから。少年たちは要らない、そんなもの。役に立たないんだもの。そのことです。だから簡単に言って。

竹の内対策室長（加茂） それでは、ただいま、きょうの会議の趣旨で、一つは工事の完了報告をさせていただくと。もう一つは要望の回答をさせていただくというふうに申し上げました。

要望については、要望の内容にも早急に地元説明会を開催してほしいという要望がございましたので、私どもとしてはそれにお答えするつもりで、県議会もございましたので若干遅くなりましたけれども、本日させていただくということをお願いをした訳でございます。したがって、どうかご理解をいただいて、本日回答をさせていただきたいと思っております。

住民B 私が名前書いているんだから、この中に。私のところにまず連絡なかったんだから、そんなもの理解できる訳ない。きょうは来ないつもりだった、本当の話。

竹の内対策室長（加茂） きょう回答するということについては、町を通じて皆様方にもお話

しさせていただきましたし、Bさんにもいろいろお電話でもそういったことをやりとりをさせていただいたというふうに思っておりますので、どうかご理解をいただきたいと思います。

住民B 聞いてません、だめだよ、そいつは。だから、知事ととにかく、部長と知事ともう1回おいでということは頭に置いておいて。

竹の内対策室長（加茂） まず、きょうご回答はさせていただきますけれども、先ほど部長からもあいさつしたように、きょうですべてが終わる訳でございませんので、今後も引き続きそういったやりとりは当然していきたいと思いますが、まずはとりあえずきょうは回答は一度させていただきますというふうにお願いを申し上げます。

住民B だめだって。来ないつもりだったんだから。そんなばかな話ねえべっちゃ。

竹の内対策室長（加茂） 先ほどAさんからもきょう回答ということもありましたけれども、Aさんいかがでしょうか。きょう回答ということによろしいでしょうか。

住民B 受け取らないって。とにかく知事と部長とございん。あんたはどこかよその方に行くんだかどうだかわからないけれども。少年たちの顔は見たくないんだ、今。言い訳ばかりしているんだから。工事の説明、簡単にすればいい。

住民C 今のことに関連して。

今、守る会会長さんの方から、きょう回答するということは知らなかったと。だからきょうは受け取らないという話でしたけれども、守る会を初め町長さんの名前で要望って出している訳ですよ。それについて回答、私ちょっと早目に来たので眺めさせていただきましたけれども、要望書の中で、その要望を出している側として、代表が町長さん、そしてその次が寄居地区行政区長の吉野さん、それから守る会代表の和尚さん、それから竹の内水田埋立組合代表の渡辺さん、渡辺さんっていつもおいでになっていますよね。そうすると、きょう回答するという通知がなかったから、この吉野さんも渡辺さんも要するにわからない訳だ。それで来ていない訳でしょう。渡辺さんという方は、私、顔を知っていますから。よく来ていらっしゃいますから。

それで、こういうふうに町長名でもって文書でもって県知事あてに出している要望書な訳だから、知事がそれに対して回答を出す場合には何月何日に出すと、そしてそのときに説明するという通知を、要望書を出した相手先に通知しないというのは、常識的に考えられませんか。これは、私個人の常識じゃないでしょう。世間の常識です。町のトップが、町の町長が代表して文書でもって要望書を出した。それに対して知事が文書でもって回答する。その説明会は何月何日、何時何分からどこそこでやると通知して、そこで説明するから来てくださいと。そう

いうお知らせしなかったというのは、これは世間の常識で通らないですよ。ですから、和尚さんの怒っていることは、全くそのとおりだと思います。

ですから、きちっと何月何日どこそこで何時何分からちゃんと回答するからというそういう通知をして、そして回答は和尚さんもおっしゃったように村井知事が来るべきだと私は考えていますので。村井知事に対しても、去年の3月25日のこの工事説明会のときに、この対策室長に伝言頼んであります。その後も、去年の10月、評価委員会があったときにも評価委員長に伝言頼んであります。それに対する回答一切ありませんから。その回答も持って知事と、それから新しくなられた部長さんと、和尚さんおっしゃったように2人で結構ですから、村田町に来て、村田町民にきちっと謝罪して、そしてきちっとした工事を完成していただきたいと思います。

竹の内対策室長（加茂） 本日回答を申し上げるということについては、4者の代表として町にお願いをしまして、きょうこの場を設けさせていただきました。お一人お一人にということではありませんけれども、そういった形でご連絡をしておりましたので、どうかご理解いただいて、本日は回答させていただくと。ただ、先ほどから繰り返して申し上げ.....。

住民B 理解できないって。だって、名前書いた人間が来ていないんだぞ。地権者一人も来ていないんだよ、この中に。地権者の要望だっていっぱい入っている訳だぞ。地権者の会の会長も来ていなければ名前書いて出してやった人さえ来ていないのに、何のお答えになるの。

あんたたち、だから少年はへらへら言うなっていうの。もういいから。少年たち、やめろよ、もう。やんだくなるから、あんたたちの顔見るの。この中で大人なのは部長と私だけだ。あとはこっちの守る会の人たち。大人の話すっぺ。代執行だ、代執行だ、代執行だというのは頭三角になるぐらい聞いた。その中で何円、代執行の金を取ってきたか、まずそいつから聞かせてよ。そいつがないから我々こんな苦労しているんだぞ。

それから、こいつはもうわかっているだろうと思うけれども、これは知事が来たら言うべと思っていただけでも、これは支障除去対策ができ上がって1年間たった後で、反省してみても、もう1回同じような要望を出しているんだよ。これは。（「Bさん、違うんだよ。きょうは支障除去工事のやつ話をしてもらおうと」の声あり）それに入る前に。（「その中でやればいいんだよ、それは」の声あり）いや、だめだって。最初から言わないとだめ、これは。少年たち、やんだんだわ、顔見るの。だめ、あんな勾当台に13階に突っ込んで現場に来もしないで、考えていることは言い訳だけじゃないか。幾ら取ったのや、そいつだけ教えて。幾ら取ってきたんだ、お金。代執行で。ヤーさんのところに行って。そいつから聞かせてよ。んでねと我々

何でこんな苦労しているのか全然わからない、そいつは。それだけ聞いたらいいいですから。

竹の内対策室長（加茂） ただいまのご質問でございますが、今8人の方に行政代執行の経費を請求しております。それで現時点では回収はゼロでございます。

住民B それから、何回も言ったけど、代表で名前出した人が来てないところで説明会はできない、こいつは。だめだ。おれも来るか来ないか迷っていたんだから。

住民C さっき加茂対策室長の話で、町長の方、町の方を通してきょうの件については話をし
てあるから、だからきょうはとにかく用意してきたから説明させてくれという話でしたよね。
そうしたら、町長さんに私伺いますけれども、県からそういう話があって、町長さんと一緒に
こうやって寄居の区長さん、守る会、組合代表の方、こうやって名前書いて連署でもって要望
を出しているにもかかわらず、なぜ役場の人はこの人たちに連絡しないんですか。きょう来て
いないんですよ。そういう中で説明すると。どういうことですか、これ。町と県が連携して、
そしてこの処分場の対策というものをきちんとする訳でしょう。町の方に県が言ったと。だ
からそれでいいんだと。説明させてくれと。そんな話はないと思いますよ。とにかくちょっと
待ってください。

こういう会の進め方をして、きょうはどういう訳か町会議員の方はお二人しか見えていませ
ん。前回、1年前は8人は見えていましたけれども、お二人しか見えていません。地元出身の
渡辺元道議員にお伺いしますけれども、こういう説明会でもっていいんですか。要望書を出し
た、そこに名前を書いた、その人にも回答するということを通知もしないで、それで回答する
んだと。町民の代表として議会として。いつもは議長さんおいでになっていますけど、きょう
はお見えになっていませんけど、いいんですか、それで。

それから、私、県会議員のお二方にもお願いしたいですけれども、県会議員という方は県民、
町民の声を県政に生かすというのが役割だと思うんです。私は前に高橋伸二議員に公開質問で
も書いていますけれども、回答すらいただけません。きょうのこの回答書の中にもありますけ
れども、多機能性覆土は13カ所です。

竹の内対策室長（加茂） お話の途中ですが、その辺の説明をまず、工事の説明をさせていた
だけたらよろしいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

住民C そういう県会議員の役割、使命からして、こういう説明会の持ち方でいいんですか。
県民の声を県政に伝えるという県会議員の仕事として。それから政権交代とおっしゃっている
民主党の議員な訳だから。よろしくお願いします。

竹の内対策室長（加茂） Bさん、ご意見はわかりました。進行させていただきたいと思いま

す。

住民B そいつをやるってはいっていないのよ。答えする答えすると言っているから。あんたが会議を仕切るといのはおかしいぞ。町民相手にやっているんだから、あんたが会議を仕切って、あのとき説明したでしょうって、今までさんざんやってきたべ、そいつ。竹の内できたのは、まさに役所のその態度なんだからな。部長そうなんですよ。竹の内あんなことになったのは、この態度なんだってば。間違いないんだ。人の言うことさっぱり聞かないで。我々みんなやりますからって、ふたあけたら1銭も取っていませんなんていばってるんだもの。待っているよ、Aさん、こいつは会のやり方の導入の分だからうんと大切だ。

悪いけど、おれな、評価委員として毎日のように中に入っていたから、説明はこの人たちなんかにしてもらうことない訳よ。本当はここに業者が来て言い訳するのが本当で、あんたがやることないんだからな、そんなこと。少年でしかないんだよ。情けないこと、本当に。少年なんだ、みんな。

住民C 対策室長ね、今お願いしたこういう説明会の持ち方自体が私は町民、県民をばかにした持ち方だと思う。ぜひ町代表の町会議員である渡辺元道議員、それから県会議員のお二方から、こういう持ち方について、そして今まで何回か説明会に参加されている訳ですから、経過もわかっている訳ですから、まさに県民の声を県に伝えてほしいと思うので、一言だけで結構ですからお聞かせいただきたいんですが。

竹の内対策室長（加茂） 本日は私どもが説明をさせていただく会でございますので、まず説明させていただいて、さまざまなご意見をいただければと思います。

住民B あんたは、だからやりたくてやりたくてしようがないんだな。支障除去をやったことな。そこでやめろ、話は。あとの話は別だからな、そいつは。いないんだから。役場の職員が手分けして呼んでくるなりなんなりするなり、とにかく要望書出した人がいないところで説明なんかできる訳ねえべ。こいつ、さっき役場はどう思っているんだというような話があったけれども、その話の返事もなし。役場でちゃんとやったのかという話だよ。いい、いい、あんたの言い訳は聞かない。こいつは偉い人から聞いた方が早いっちゃ。大人の話だ、大人の話。何であんた来るの。あんた、役場の町長なのか。町長に聞いているんだよ。

町民生活課長（澤野） 事務的なことなもんですから、私の方から説明差し上げます。

今回の会議につきましては、毎月県の方で発行していただいておりますお知らせ、これによって、関係者ということでこちらの周辺の方々ににつきましては毎回のよう配布をさせていただいております。確かに、その日にち関係について、皆さんお目通しをいただいているものと

いうふうに私ども受けとめてはいた訳なんですけれども、きょう人数、やはり参加した皆さん少ないなというふうに感じてはおります。

ただ、区長さん、それから組合長さんには、何かの都合かなと思いますけれども、現在確認しておりますので、お待ちいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

住民B 今回の答えになっていなくて、だから、あいつは見たのね、お知らせは。お知らせは見たけど、中身に関して、この前いただいたののご回答申し上げますからって書いてあったら私はそこで大抗議をした。知事来るのかと。今回は、支障除去のいつもの年度末の終わったからいがったいがたって、そいつの説明会でしかねえべっちゃ。だから、おれはきょうわかってたけれども、「行かねたっていいんだ、きょう」ってうちの女房に言っていた、今まで。今さっきまで言っていました。だけど、4人ぐらいしか来ねべかなと思って仕方ないから出てきた。きょうは怒りたくなかったよ、最初から。そいつ、あなた方も今まで竹の内をこんなにしてきたので、一番悪いところだぞ。直ってないんだ、さっぱり。うんと人をばかにしているのな、こいつは。我々住民の運動、何だったのやということだよ。聞いてないんだよ。わかったようにうんうんって言わないで。いやいや、だめだって、だめだめ。

住民A そんなこと言っちゃだめだ。みんな聞きたいんだからさ

住民B そうか。わかった。するっていうことはいい。だから、するっていうことはいいんだけれども、通知をみんなに出したのだけでやめろって。

ここから、やりたいんだけれども、これは皆さんもっと寄っていただいたときにやるのが当たり前なんだから、そこは改めて知事と部長が参加して、私は来るかどうかわかりませんが、そういうふうにやりますというふうに言って、そいつは。来年度になったらそういうふうにな。これが原因だぞ。だから騒いでいるんだ、こんなに。それで挙げ句の果てにはサメのきばだっであんたたち余計なこと言うなっていうんだから。Aさん、ちょっと甘い話よ。いやいや、おれ代表として言っている。

住民A そう言っちゃだめだよ。工事に対する問題言っているんでしょう。サメのきばだなんていうのは。させればいいんだ、まず。

住民B だから、しろって。それを続けてはやるなって。やるんだったらば、別だからな、そいつはな。いいか。わかった。室長わかったすか、今の話。わかってもらえた。だれもいないんだ、ここに、地権者の方の人たち。こんなところで説明できるかい。

それから、課長が言ったのは、ちゃんと周知はしたと。周知の中身に、その答えをしますという周知はなかったこれは。そういうこと。だから、こんなことで受け取れない。

竹の内対策室長（加茂） よろしいですか。

それでは、ちょっと確認させていただきますが、Aさんからもさっきありましたように、説明を分けてさせていただきたいと思います。一つは、工事の完了のご報告をさせていただくと。そして、その上で意見交換をさせていただいて、もう一つ、要望に対する回答の説明もさせていただきますと。

先ほども申し上げたように、要望の回答というのは、今回で終わりということではございませんので、きょうご欠席の方にも当然この文書の写しはお渡ししますし、あるいは今後いろいろな機会にそういったお話をする場面もあると思いますので、まずきょうするということが悪いことではないと私は思っております。その回答はとりあえずまず1回はさせていただくということをお願いをしたいと思います。

住民D まず、3月のお知らせ、この中で工事完了の説明だということでこの場が設定されると。これは私もそういうふうな認識なんです。県もそのとおりだと思うんですね。ところが、要望書を出した、そのことに対する回答もこの場でしたいと言うから、こういうふうになってきた訳です。つまり、その回答については、これは知事が来て住民への説明会として別途にやはりやるべきというふうに私たちは思っている訳ですよ。そのように、また要望書を出したときにも言ってきたというふうに思うんです。したがって、この場でその回答について説明というのが、これはやっぱりすれ違いというふうに私は思います。

ただ、回答そのものについて文書で出してくる、なるべく早く回答したいという県の気持ちとして出してくるならば、それはこの場で示してきたという程度にとにかくとどめてもらって、別途にそれは説明はすべきというふうに考えますので、そのような取り扱いをお願いしたいというふうに思います。

住民B それも早急にやるんだったらいい。そういうふうにして。

竹の内対策室長（加茂） 今回、私どもとしては、説明はさせていただきたいと。ただ、繰り返しますように、今回で終わりということではございませんので、今後もいろいろな機会があるかと思えます。ただ、早急にもう一度このような会を開くということについて、今すぐにお答えはできませんけれども、ただ、きょう回答することについて、何か問題があるのかどうかということもあると思えますけれども、まず、きょう限りではないということをご理解いただければと思います。

住民D 説明までしてしまうと、これ延々と続くからね。こんな焼却炉の問題とかさまざまな課題について、全然、私たちの要望を踏まえていないと。これは、この場で議論するんじゃこ

れは大変な話になるんですよ、これ。ですから、まず回答書として文書回答、県が配布したいという気持ちできょう示しておいたという程度ならば、そこはその程度にとどめておいてもらうと。ただ、別途にそれは説明会をやって、それに対する私たちのいろいろなさまざまな意見というものをまた出し合って、十分そこは議論を深めていきたいというふうに思いますので、それは別途にやってもらいたいということですね。

竹の内対策室長（加茂） わかりました。まず、早急に説明会を開いてほしいという要望書もございましたので、私どもとしてはできるだけ早くやりたいということできょう設定させていただきました。ただ、何度も繰り返します、同じ話のやりとりになりますけれども、きょうの回答ですべて納得いただけるというものではなくて、今後の課題と位置づけているものもたくさんございますので、そういった課題については今後も引き続きさまざまな場でお話し合いをさせていただくのがいいのかなというふうに考えております。

住民E これは、皆さんの意見は、私はそのとおりだと思うんです。だから、きょうは3月1日のお知らせ版で、地元の人たちに、きょう工事完成したから工事の説明をするというのを承っております。ところが、今言ったように4者で出した訳だから、その人がいない中で、きょうその回答をすると言われたって、それは無理だろうと。だから、今後、今全部4月の転勤なんですよ。だから、役所の方だから、なかなか今月中にと言われたってなかなかしんどいだろうと思うんです。しかしながら、やっぱり手続上としては、4者に回答するということになれば、4者の人を呼んでおいてくれとか、みんな夜を徹して人を集めることに努力してくれとかという指示があって、きょうは正式に回答するという準備は、県の方で呼びかけてやる必要があったんでねべかなと思うんです。私もここに来て、何だったらこんなに傍聴者いるからおれの方が説明すっかわってさっき言ったんです、冗談に。こんなに少ないっていいことないですよ、今まで。そうでしょう。だから、転勤や何かあるんでしょうけれども、県の幹部がずっと新聞にも載るようすし、だから今月中というのはひどいべからね、新しい体制の中で4月上旬とか、やっぱり正式な回答の説明をするということをもう1回きちんと持ってほしいんです。でないと、私はけじめがつかないんでないかなと、そういうふうに思います。

だからきょうは工事の説明と、やっぱりその内容で意見の交換会で終わらせると。文書、受け取っちゃったからね、私ら。これは見ておきますから。だから、改めてここでまた回答を申し上げますというのは要らないのでないかなと思います。いろんな体制運動だって労働組合だって、やっぱりきちっと執行部がいて、当局がいて、回答をもらう訳ですから。回答をもらう人がちゃんといない中で回答と言われたって、ぴんと来ないなど。これでは、とても気の毒で

だめだと思っているの、そして。説明する人ばかりこんなにして、回答受ける人が10人不足でしょう。それではやっぱりやりがいもないし、説明する方も。ということで、もう1回、回答をもらう日にちを決定してやっていただきたいと思います。やっぱりこんなには要らないと思います。担当課と、できれば知事さんにも来てもらって、やっぱりやってもらうと一番いいと思います。以上。

住民B 結論を言います。全くそのとおりで、それであなたの悪いのは、今、町に頼んだんだけども町で連絡しなかったんだろねみたいな言い逃れをした訳よ。だから、それはあなたと担当課長とじっくりと後で話し合いをしたらいいさ。聞きたくないからな、そんな言い訳みたいなことはな。町と、いいか、町も連名で出したんだからね。それから地権者も連名だし区長も連名だ、2人ともいない。地区の人たちもだれもいない。そういうようなところで説明するというのは間違いだ、これは。こんなことで問題になると思わなかったのか、出てくるとき。これまたやられるぞと思わなかった。10年前、20年前とおんなじなんだ。何回も言うけど。全く変わっていないんだよ。我々の相手が勾当台の13階に変わっただけなんだ。びょうつとした少年たちががん首そろえて。とにかく別途やること。それをやって、きょうは書類もらえば終わりでもいいから。言い逃れはしない。

住民C そういうふうになるみたいですけども、確認させていただきませうけれども、加茂対策室長に守る会長が強くおっしゃっていますけれども、だからといって対策室長が、じゃあわかりましたと、4月早々に始めますと、そんなふうな訳にはやっぱり役場の組織というのはいかないと思うんですよ。それは村田町だって、町長を差し置いて澤野課長がそうしますって言えないでしょう。幸いにきょうは部長さんがおいでになっている訳だから、部長さんは自分の責任でもって今のようなこの流れ、やりとりをちゃんと聞いてわかっている訳だから、こんな県民、町民をばかにした話はないでしょう。加茂対策室長はその辺のところおおらかだからばかにしていると思っていない訳です。ところが、和尚さんの方はデリケートだから、「ばかにされた」と言って思っている訳だから。私も怒っていますよ。だって、文書で出して、その相手がいなくて説明させてくれなんて、こんなの常識として通らないでしょう。澤野課長、どうですか、常識の名人。ねえ、常識なんです。

だから、部長さんであればそれだけの責任ある立場で権限もある訳だから、きちっと4月中にとか、あるいは5月になるかもしれないけど、知事も引っ張って、そして部長の私もここに来て、そして回答、文書は前もって示したということでそれについて説明させてもらうと。そういうことを確約してくれれば、何もこんなすったもんだしていることない。簡単なことです

よ。責任ある立場の人が責任あることをおっしゃっていただければいいんです。よろしくお願いします。

町民生活課長（澤野） 済みません、どうですかと言われたものですから。

Cさん、済みません、今回の要望書につきましては、4者で確かに県の方に要望書を提出している訳なんですけれども、できるだけ早く地元説明会等を開催していただいて回答いただきたいと、こういうような形をお願いしている訳なんです。ですから。

住民C 澤野さん、今話がまとまりかけてきて、直接部長さんに私伺っているんだから。県民は直接部長さんに聞けないんですか。

町民生活課長（澤野） いやいや、そうではないんです。澤野さんどうですかと聞かれたものですから、こうなんですよという説明をさせていただきました。

環境生活部長（今野） いただいていた要望事項に対する回答をできるだけ早く申し上げたいということで、きょうセットさせていただきました。確かに名前を書いていた方4者のうち、実際にはきょう2者しかおいでになって、間もなくおいでになるんですか。間もなくおいでになって、メンバーがそろわれたら、できれば一通り回答はさせていただきます。私たちきょうで終わりと申し上げているのでは全然ないんです。

住民B あなたに、この次いつやるのか約束してちょうだいという話だから、そいつはすべきだということです。だめだ、そんな、あちこち行って、今、酒半分飲んだところで呼ばれたから行くかなんていう話ではねえべっちゃ。彼はこっちに聞いたんでねんだから。部長にこういうふうにしてくださいと言ったんだから。何回も言うんですが、それで竹の内が起きたんですよ。我々ね、ヤーさんからぶっ殺すからなって言われて役所に言ったって、役所は話聞かなかった。そんなことある訳ないって。そういうふうに対応しておいて、それでふたあけてみたら1銭もお金取れませんって、代執行のお金、8件に請求しているけれども1銭も取れませんか。それで、そのことを何で住民が我慢しなければならないんだという基本的なことなんだよ、こいつは。

それで、知事は1年半前にここに来て何て言ったかといったら、あんたたちがへらへらへらへら語ったってどうしようもないんでないかと。加害者なんだよ、加害者。悪いけれども。だから、何でもいいから早くにそういうふういたしますと。きょうは書類だけいただいていきます。帰って勉強しますよ、こここのところおかしいんでねか、あっちおかしいんでねかと。ここまでやってくれるのかと。だから、書類をいただいて、正誤表でも渡してもらえればそれでいいです。それで、なるべくならば早くに2人で来てここでじっくり話しましょう。我々ぶっ

壊そうと思ってやっているんじゃないの。一日でも早く安心したいんだよ。いわゆる1年間支障除去対策見てきて安心できるかということでこれが改めて出たんだからね。忘れないでよ、そのこと。これで終わりだのへチマだのではないんだよ。

あなた方はそうやってまた逃げて行って、ああ良かったって、13階で酒飲むかどうかわからないけれども、こいつではないんだって。こっちは命かかっているんだもの。頼むからそうして。大人なんだから。この中で大人は部長しかいないんだ。部長と町長しかいないんだから。環境生活部長（今野） まず、工事についての説明をさせていただきます。それから、紙を置いていただけと言われても、とにかく一通りは話をさせてください。それで全部終わりというつもりは全くありません。ご覧いただければわかると思うんですけども、今後の課題ということで回答させていただく内容がたくさんあります。ですから、きょうここで説明してそれで終わりというつもりは全然ありませんから。何回も言いますけれども、これで終わりって全然言いませんから。

住民E まず、工事の説明を聞きましょうや。

竹の内対策室長（加茂） ありがとうございます。それでは、工事の説明をさせていただきます。お配りしている資料、2種類ございますけれども、そのうち図面のついている方の資料、3枚物でございます。

皆さんも現場にもおいでになったこともあるかと思えますけれども、最初に1枚目の文字の方のペーパーでご説明します。工事の始まる前にご説明したとおり、予定どおりの工事が完了いたしました。

1番目の支障除去対策工事として覆土整形工と排水工と電気設備の改修工事というものをいたしました。

その内容ですけれども、まず図面の方でございいただきますように、処分場の全体の区域をピンクの部分で塗っておりますけれども、平らにして勾配をつけたと。そのうち緑の部分がいわゆる多機能性覆土の区域でございます。それがまず覆土整形工でございます。次に、排水工でございますけれども、処分場の北側の町道の部分、それから農道の部分、その他の区域に、図面にございますような排水溝を設置しました。これも皆さん、中間で現場見学会したときの状況のとおりでございます。

その写真をつけておりますけれども、3枚目です。航空写真がでございます。これは今年の12月、冬の入り口に撮った写真でございます。ごらんのとおり全体が平らになって、緑の部分というのは植栽した芝が生えている部分、それから茶色い部分はまだ植栽したばかりで芽が出ていない部分でございます。周辺を白く縁取っているところが入れた側溝でございます。中段の着工前と完成の写真、比較していただけますように処分場全体が平らな状況になっております。それから、一番下の写真の町道沿いの側溝、フェンス、そういった形で整然とした状態に仕上がったということでございます。そういった予定どおりの工事が完了しております。

次に、2番目、処分場の現状と今後の対応ということでございます。

処分場の現状でございますけれども、先般、現場で評価委員会を開催いたしました。そのときに、処分場内あるいは処分場周辺の水とか大気の調査データをご報告いたしました。それに対して、評価委員会の方からは、現時点ではガスとか水による支障は生じていないという評価をいただきました。ということで、現状では処分場周辺に対して生活環境への影響は認められていないという状況になっております。

次に、(2)の今後の対応でございます。今後の対応としましては、部長のあいさつにも申し上げましたとおり、まず第1期の工事が終わりました。今後は、その工事がうまくいったかどうかということの成果を検証するために、モニタリングということをやってまいります。そ

のモニタリングの内容ですけれども、ここに、やるモニタリング調査の調査項目と調査の種類を書いてございます。これは、これまでも工事中もやってきた調査がほとんどでございますけれども、硫化水素の調査なり、それから水質調査、それからバイオモニタリング調査、そういったさまざまな調査を今後とも引き続きやってまいります。この結果については、随時ご報告をさせていただきたいと。評価委員会にも報告して、その結果も公表してまいりたいというふうに考えております。

次に、 の維持管理でございます。処分場、約7ヘクタール、8ヘクタール近くでございますけれども、その処分場を維持管理をしていく必要がございます。一つは、通年業務として、これまでもやってきたとおり巡回点検をしております。例えば、ちゃんとモニタリングの機器が動いているかどうか、あるいは覆土に亀裂が入っていないかどうか、そういったさまざまな状況を巡回点検をいたします。これは、月水金、週3回いたします。そのうち月曜日と金曜日は業者に委託をしてやってまいりますし、水曜日は私どもが直接やってまいります。次に、もう一つの業務として、処分場を整然とさせておくという必要もございますので、処分場の除草、側溝の清掃、それから各種施設設備がございますのでそれらの保守点検など、そういったものを維持管理業務としてやってまいりまして、処分場から何か問題が発生していないかどうかということをもずっと監視を続けてまいります。そういった予定にしております。

その後どうなるかということでございますけれども、それもこれまで再三ご説明してまいりましたが、もし今後処分場に何か異変があると。処分場から周辺に影響があるというような状況が発生すれば、もちろんそれを解消するための対策を講じますし、あるいは幸い処分場が安定化したということになれば、処分場の廃止という手続が見えてくるのかなと考えております。

簡単にとということございましたので、工事の完了状況ということについてご報告させていただきました。以上でございます。

司会 それでは、質問等ございましたら、意見交換ということをお願いします。

住民A いろいろあるんだけれども、まず最初に覆土整形工の問題なんだけれども、これ覆土整形工事をしたところが7万平米ということですよ。でも、県の廃棄物が余っている面積というのは約8万平米なんですよ。そうすると1万平米は何もやっていないということです。恐らく さんという旧工区の南側の斜面の部分がやっていないところかと思うんです。あそこはボーリングしたときはかなりガスが出ているんですよ。だから、あれをあのままにしていたら当然ガスが出てくるだろうし、あの辺の問題をどうするのかということね。

それから、多機能性覆土、これいつ見てもあれなんですけれども、非常に全体のパーセント

からいうと1割にもいくかいかないぐらいのことだと思うんですけども、恐らくあれ何年かたったらガスが出てくるんじゃないかなという感じがするんですけども、これはあくまでも本当に狭い範囲で、ガスは恐らくごみの層を通過して横にも広がっていきたくらうし、そういうことを考えると多機能性覆土というのはこれじゃちょっと狭いんじゃないかなと。その辺の説明もきちんとしてもらいたいなというふうに思っております。

あといろいろありますけれども、とりあえずそれを言うておきます。

竹の内対策室長（加茂） それでは、ただいま2点のご質問ございました。

最初に、覆土整形工の面積が7万平米と。覆土整形をしていない部分があるのではないかとご質問でございます。確かに、廃棄物が埋まっている範囲と覆土整形した範囲にはずれがございます。その主な理由というのは、もともと覆土整形をするという理由が排水を速やかにすると。処分場がでこぼこで水がたまって、それが地下浸透してガスの原因になっているということなので、水の流れを速やかにするというのが覆土整形工の目的でございます。したがって、既にそういった覆土整形をしなくても水の流れが確保できるという部分については、あえて手をつけていない部分もでございます。そういったことで数字の差が出ているということでございます。

次に、第2点目、多機能性覆土の面積が小さいのではないかと。これは、今回の要望書にもそういった趣旨のことが書いてありますので、要望書の方でもお答えをしておりますけれども、多機能性覆土の区域というのは、以前にも繰り返しご説明してまいった経過もございますけれども、地下でガスの高いところを中心をやったということもございます。その結果がうまくいったかどうかということは当然ご心配されるのはよくわかりますけれども、それは今後モニタリングをしながら、これで十分だったかどうかということが検証されていくのかなというふうに思っておりますので、モニタリングをしっかりしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

住民A それでね、いいですか、座って。済みません。

聞きたいんですけども、あそこ覆土したということは、雨水が中に入って産廃の物のところで増えたり減ったりするということが、それが硫化水素のガスの発生の原因だからということであの側溝をつけたと思うんですけども、果たしてあれで本当にあの中に水が入ってこないという保証があるんですか。まず1点ね。

それで、さっき言ったような斜面の部分からとか、三方が山だから、あそこに降ったやつは、おそらく全部どんどん入ってくると思うんですよ、あの側溝の下を通過してね。結局そこに入っ

てきた水はどこかに押し出されていくということになると思うんですね。だから、私、側溝を工事しているときずっと見ていたんだけど、県の方ではこの図面を持ってきて、あそこ穴を掘れば両方から水が出てくるから、掘ったときだけ出てくるんだと。あとは大丈夫だということなんだけれども、私が見ていた範囲では、山からの方が水がどんどんどん供給されてきているんですね。だからあの水全部恐らく今でも処分場の中に入っていると思うんですね。その水、どこに流れていくのかちょっと私らわからないんだけど、年間に5メートルですか50センチですか、そのぐらいしか動かないと言うんだけど、その辺のやつは本当に私信用できないと思っているんだけど、だから本当にあれは表に出ないのかということきちっと説明してもらいたいんだけどね。

竹の内対策室長（加茂） よろしいですか。

今も2点あったかと思いますが、一つは水が地下に浸透しないのかと。降った雨がですね。それは、その点も前にもご質問いただいたように記憶しておりますけれども、雨水の浸透を抑制するということであって、全くゼロということではございません。降る量と降る期間にもよりますので、雨水が地下に全く浸透しないということは、それはない訳でございます、でこぼこで水がたまって、それが長期間にわたってそこに存在していればたくさんしみ込む可能性があるということで、できるだけ速やかに排除することが工事の目的ということでございますので、ゼロということではございません。抑制はされると。

住民A 周辺からは入ってくる訳ですね。

竹の内対策室長（加茂） 周辺からも、水収支ということだと思っておりますけれども、入ることがゼロではございません。ただ、これまでの調査によれば、水の流れというのは非常に遅いというようなデータもお示しさせていただいたと思いますが、それは専門の先生方の評価でございますので、我々としてはそれをご説明をしているということでございます。

住民D それでは、この2番目の処分場の現状とモニタリング関係のことについてですけども、ここには「生活環境への影響は認められない」というふうに断言している訳ですよ。これだけ見るといかにも問題ないと。したがって、とにかくすぐにでもこの処分場の廃止ができるんだというような印象にとられますね、これね。それでいいのかという問題ですよ。つまり、支障があるから今のような支障除去対策をしてきた。あるいはまた、覆土なんていうのはまさに臭い物にふたであって、これは本当に暫定的な、それこそ差し当たりの対策という程度にとどまると言うんです。だから、根本的なガスとか水の処理については、全然これはそのまま埋め殺しの状態になっている訳ですよ。ですから、あとはモニタリングやればいいんだという

ことになる、そのままがいいか、それまで100年かかるよと、こうなる訳ですよ。これでは、私たちはこれはもうこの先どうなるかわからないと。したがって、余りそのことには触れないけれども、とにかくガスの処理とか水の処理を早くするためのさまざまな検討をして早く無害化するための対策も考えなくてはいけないんじゃないかというふうに言っている訳ですよ。したがって、この評価委員会の中で「生活環境への影響は認められない」というふうに、こういう表現、いろいろ差し当たり強烈な支障ということになっていないということをおのづから書いたのでは、これはとにかく何か誤解を生むんじゃないかというふうに思うので、こちら辺の認識はちょっとこのようなそのままの受けとめ方は私たちはできないというふうには思うんですね。

したがって、差し当たりの対策としての工事をやったんですよというようなそういう認識でとらえていただいて、それから今後のいわば最終的な処分場の廃止に向けた対策というのは、それこそ無害化を早めて、そして最大限撤去、言ってみれば許可容量を超えている分はこれはやっぱり撤去すべきというふうに思うし、さらにまた、焼却炉の話についても、あれは生活環境には影響は出ていないんだというふうに言っているけれども、裁判においても関連施設としてこれは焼却炉は操業停止という仮処分の決定も下っているし、あるいはまた焼却炉についてもこれは県自体がダイオキシンの調査をしてきた、そういった経過もある訳だから、あれはとにかく、言ってみれば代執行の場合とは別なんですよということとは、まるっきり私たちはそういう見方はできないのではないかと。関連施設として一体なものとしてとらえるべきというふうに思っているんです。したがって、工事に関連して、これらにも書いているけれども、この工事の結果、このようにやりましたと。しかし今後の課題はこうですよというふうな、そういう説明をやっぱりすべきでないかというふうに思うんですね。以上です。

竹の内対策室長（加茂） 今、何点かございましたけれども、まず一つ、この報告の中で（1）の現状の中で、処分場からの周辺の影響は認められていないと。これは、今ご心配されたように、将来にわたってずっとそういうことがないというところまで言っている訳ではなくて、半年間の調査データからは現時点では認められていないということで、今後どうなるかということについては、ご心配にあるとおりそこは理解できますので、引き続きそういった調査をしながら今後も影響がないということの確認をしていきたいということでございます。あくまでもこれは現時点での評価ということですよ。第5回の評価委員会の評価結果としてそうですということでございますので、あくまでも現時点ということですよ。次に、容量超過分の撤去ということがございました。これは、要望書にも同じ内容がございますので、その答えになってしま

いますけれども、これまでも廃棄物の全量撤去あるいは容量超過分の撤去というご要望をいただいてまいりましたが、県としては支障除去するのにそういった方法は現時点では必要ないという判断をして、今回の工事をさせていただいた訳でございます。そういったことで、現時点で廃棄物を撤去するという考え方はございません。今後、いろいろな支障がもし出てくることになれば、その時点でどういう方法が必要かということは考えてまいりたいというふうに考えております。

それから、3点目、焼却炉の問題も出ました。これも要望書の中にごございますので、要望書の中でお答えしているとおりでございますけれども、今、Dさんからもお話があったように、焼却炉が現在周辺環境への影響を及ぼしていないということで、県として代執行により焼却炉を撤去することは現時点では考えておりません。以上でございます。

住民B 焼却炉が先だって言うだけけれども、代執行ではやらないというんじゃなくて、代執行でやるべきなんだよな。ただ、支障除去対策というか、産廃特措法には引っかからないと。だから抜いてしまったんだけど、県独自の支障除去対策じゃなくて、本当の県の代執行としてやるべきなんだよ、あいつは。それはひとつ少年たちに教えておくからね。

それから、さっき県としては持っていく必要はないと思っていると。それは代執行でやっているんだよな。だから、代執行なんだからやってしまって、業者にその分請求すればいいっちゃ。住民がうるさいから、とにかく超過した分は取るよというふうな、そいつを積算して、このくらいあんたたち金払えと。そうすると8件からお金取っている訳だから、そいつにプラスしていけばいい訳よ。8で割ればいいんだもの。あんたたちこいつ出せと。

それを県が表に出て我々取る必要ないと思っていますというようなことを言うから、住民と対立するんだよね。それは県で払うことないんだもの。代執行って言っているんだから、あなたがた。当然でしょう、そいつは。それをひとつ今後頭の真ん中に置いて竹の内対策やってもらいたい。もらうのが当たり前だよ、だって、住民。わかりましたか。ということです。

竹の内対策室長(加茂) ただいま、産廃特措法によるそういった工事と、それから県独自の代執行という工事と、二つのお話がございました。おっしゃるとおり、産廃特措法ではそういった焼却炉の撤去とか廃棄物の撤去というのは認められていないというのが事実でございます。次に、それでは県独自に代執行ができるかどうかということでございますけれども、代執行というのは、廃棄物処理法に基づいて措置命令というのをかけます。措置命令をかけて、相手が、業者がやらない場合には県が業者のかわりにやるというのが、ご存じのように代執行でございますが、その場合には合理的な必要な範囲で命令をかけるという事項でございますので、全量

撤去あるいは廃棄物の撤去、焼却炉の撤去というのは必要なものだというふうなことを判断しないと、そういった代執行というのはいけません。

その点については、先ほど来申し上げているように、現時点で焼却炉というのは周辺に支障がないので、それは措置命令をかけることができないというふうに私どもは現時点で判断しております。

住民B あなた方じゃないって。住民は違う判断をしているんだから、そのところは話し合わなきゃだめだというの。話し合いしないと言っているんだぞ、あなた方は。

住民D だって、一つは、とにかく許可容量を超えて埋め立てられている訳でしょう。そのことは明らかだね。それから、焼却炉についても、支障は与えていないといっても、あのとおり、いかつい建物として構造物として建っている訳ですよ。中には恐らくダイオキシンはあると思うんです、これは。外に出ているか出ていないかはあるとしてもね。そういうことを考えれば、やっぱりあれは撤去は必要ないんだと。産廃物の撤去についても焼却炉の撤去についても必要ないというふうに簡単にそういうふうに県が勝手に判断するのは、これは大きな問題があるの。間違いだと思う、これは。明らかにこれは間違いだ。こんなことはいけないはずだよ。

竹の内対策室長（加茂） 先ほど来の繰り返しになりますが、現時点での県の判断というのはいくらもありません。ただ、冒頭でいろいろ要望書のことでもやりとりがございましたけれども、要望書の中身というのはいくらもありません。多くは今後の課題というふうに私ども認識しているものがございますので、さまざまな話し合いの機会の中で、引き続きそういった問題のご意見を伺って、私どもの考えも説明して、話し合いをすることは必要かなというふうに思っております。

住民E この印刷物の範囲内で質問をさせていただきます。私たちは、これで工事が終わったから県の職員はあと全然姿見せない。あとは知らんぷりと。それで評価委員会に聞いているんなことを今後ともやりますとか、モニタリングを実施しますとか、一番の心配なこのダイオキシンを含んでいると私ら見てるあそこの焼却炉は、今のところは措置命令は出しませんと。今、さらっとおれ回答書を見てただけど、いずれにしてもこれで県は引き揚げられるんでないかという不安が非常に多いんです。

例えば、ここに今後の対応としてモニタリングとなっているわね。そして硫化水素等定期状況調査（毎月）と。硫化水素連続調査（24時間連続）、大気環境調査（年4回）、多機能性覆土状況調査（年4回）、水質調査等調査（年4回）、バイオモニタリング調査（年4回）、浸透水・地下水等ダイオキシン類調査（年2回）と、こう書かれているわね。この年4回というと、この年4回というのは四つあるけれども、これも年4回で一緒にして、その都度報告する

というけれども、年に1回ぐらい県が来て、結果は環境基準から全部脱出しないで環境基準内でございましたという報告ばかり、年に1回ぐらい来て報告を受けるようになっては、何だかしらないけれども、業者はあと週2回、ここさあるわね、これが業者に委託するんだと。水曜日だけが県の職員が来るんだということになってるわね。でもいつ来ていつ調査していったんだかさっぱりわからないというようなのが一番困るんです、住民は。常に県の職員が来て、あそこに、何だったらうちでも建てても、事務所でも建ててもらって、しょっちゅう見張りしているとか、そういうことがあればいいんだけど、そうもいかないだろうと思うから、県でもやっぱりその後しっかりした調査をやっているんですよ、何かガスでも発生したらすぐに対応できるようにしているんですよということが、客観的に住民からよくわかるようにしていただきたいなと思うんです。とにかく県はあれで終わってあとはしばらく来ねんだとわと。加茂室長さんも来ねし今野部長さんも来ねし、知事なんては見向きもしねんだわと。こういうような状況になったら私らは非常に困ると思っています。

そういう点では、要望事項の中にも入っていくでしょうけれども、今後検討します、評価委員会の意見を聞いて対処しますというような、何だか抽象的なことだけ書いているでしょう。当面は、確かににおいは少なくなったりなんなりすっぺと思うけれども、問題は、今、Aさんが言った多機能性覆土からだって、覆土したところからにおいが出なくてその隣からぱっぱとガスが発生する。私ら、水路のそこ掘ったって1,000ppmぐらいの硫化水素ガスが発生しているのを何回も見ましたからね。そういうふうになって、あれで完全にもう終わったんだなんて、とてもじゃないけど言えないんです。そういう点では、絶えず住民の意見も聞く、役場の意見も聞く、とにかく何だかんだ言っても、しょっちゅう県で来てもらってやっていただきたいということ、抽象的な話で済まないけれども、具体的にこの場合こうしろああしろというのは言えないんだけど。

例えば質問するというと、業者委託というのはどこの業者に委託するのか。年4回というのはいつといつといつといつなのか。そういうものも、もう少し、ここさ書いたばかりでなくて、しょっちゅうやっているんですよというのを示していただきたいと思います。あとはこっちの方に入ってしまうから、あとはやりませんけれども、よろしくお願いします。

竹の内対策室長（加茂） 一つ、ご心配ということなんだと思いますが、県は工事終わったらあとは処分場にめったに来ないのかというふうなご心配があるということだと思います。

決してそんなことはございませんで、もちろんこれは予定しているものをまず書いてだけで、当然これ以外にもさまざまな場面で来る必要があるかと思いますが、あるいは皆さんと現場で

お会いしたり、さまざまな場面で意見交換をさせていただくということも当然しなければいけないと思っております。ですから、そういうことはしっかりとさせていただきたいと思っております。

ただ、お互い抽象的に、いつどんな場面でというのは、必要に応じて随時という言い方しかできませんけれども、決して逃げるつもりは全くなくて、かえってしっかりといろんな形でコミュニケーションをとらせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

住民C さっきAの方から、多機能性覆土、1割にも満たないというような話がありました。これは、恒久対策の案について、おとしになりますか、10月19日のときにやはり住民の方からは全面覆土してくれというようなことで大いに議論になったところです。私、一つだけ具体的にお願いをします。これまでも町にも議会にもお願いしてきましたけれども、もう一度この場で具体的に提案させていただきます。

多機能性覆土というのは全部でこの地図にあるように13カ所です。13カ所ですけれども、平成16年度に調査したときに100ppmを超えたところが5カ所です。それから、平成19年度に100ppmを超えたところが8カ所、合わせて13カ所です。それで1割も満たしません。その部分を多機能性覆土ということでやった訳です。それでは不安だから、町民は全面覆土、撤去は無理だろうけれども、せめて浄化壁もつくるという話がいつの間にかうやむやになっちゃったから、せめて全面覆土にしてくれというふうなことで大変な議論になったと思うんです。河北新報なんかでも「不満不信噴出」というような表現だったかと思います。

ところが、県議会で、そこにいらっしゃる高橋伸二議員が知事に質問したときに、知事の答弁では何て言っているか。こういうふうに言っているんです。「19年度調査の8カ所のほか、地域の要望を考慮し16年度調査の5カ所も加え、13カ所を対象とし」と言っている。地域の要望でもって平成16年度の5カ所も加えて13カ所としたと言っているんです。あのときここにいた人、それから河北新報の記者もここにいます、記事書いています。それははっきりわかりますよね。高橋伸二議員は知事に「何でそんなうそをつくんだ」と、本当なら議会でそうやらなくちゃいけなかったと思うんです。

なぜこうやって強く言うかということ、平成16年度に5カ所であったものが、平成19年度に8カ所にふえているんです。それでおさまってきたと言えるんですか。知事はあのときに「おさまってきた」と。「科学的な根拠に基づいた判断によれば」というような言い方をしていますけれども、何が科学だかわからない。ただの独断と偏見にすぎない。平成16年度に5カ所であ

ったものが平成19年度には8カ所にふえているんです。その何百ppmという硫化水素、人命にかかわるような高濃度の硫化水素が出ているのは、地表からわずか1メートル90センチのところです。表面はきれいになりましたけれども、今、天候というのは地球規模で大きく変わっています。ゲリラ豪雨という言葉も覚えました。たかだか1メートルそこらの覆土はあっという間に流されます。ましてや竹の内産廃というのは丘陵地です。あの今問題になっていた焼却炉のあるあたり、山のあたりから水が川のように流れてきますから、1メートルやそこらの覆土が流されるということは幾らでも考えられます。宮城県沖地震が来るのと変わりないでしょう。そのとき、1メートルかそこらのところで何百ppmという硫化水素が出ているんです。それが上がってしまうんじゃないかというのが私は心配なんです。ですから、ここまででもうこれで完了だということなんでしょうけれども、きちっと毎年調査をして、どういう表現を使うのかわかりませんが、要望書の方の言葉を使えば、処分場全体のメッシュによるガス調査というのかな、これでもって毎年調査すると。そして今すぐ全面覆土という訳にはいかないけれども、100ppmを超えたら必ずそこに多機能性覆土をやって、硫化水素を吸着する。それで少しでも安全・安心、そのあれを高めると。これくらいのことはできないんでしょうか。ですから、毎年、この平成16年度と19年度で行った調査と同じような調査をして、100ppmを超えたところはこことこことここというように情報公開して、多機能性覆土をやっていく。それを私はやっていただきたい。具体的な提言です。もし仮にゲリラ豪雨が来て何らかの被害があれば、これは自然災害ではなくて人災です。議員の責任も大きいです。

それから、あともう一つは、処分場の南側の排水路になりますか、要望書の方では処分場入口南側排水路となっていますけど、あそここのところは全く工事されておりません。そして今、事務局長の方からも話がありましたけれども、その場所を私は具体的にわからないけれども、その場所、法面、要するにきちんと覆土されていないところ、工事されていないところからも硫化水素が出るのではないかというような話がありました。そのとおりだと思います。

平成14年2月24日付、これは県の方で出した報告書だと思いますけれども、竹の内産廃処分場における硫化水素対策検討会中間報告書概要というのが出ています。その説明にはこういうふうに書いてありますよ。「また、第7工区の地表面の亀裂や法面から硫化水素の放散が見られる」。簡単にいうと、十分に覆土と転圧がされていないところからだと。つまり、廃棄物のところからガスが出る。覆土があると上に行けないから水平方向で、法面、薄いところに行く。あそここの排水路のところ工事していません。覆土もしてありません。ヘドロがいっぱいたまっています。さっき住民Eさんからも話がありましたけれども、何百ppm、あるいは1,000ppmを

超える濃度の硫化水素が出たというのはあそこです。あそこを工事をしないというのは、私は手抜き工事だと思います。あそこをああいうヘド口のどぶにしておいて、夏になれば異臭の汚染源になると思いますけれども、あのままにしておいて、こういう工事を認めたという町長、町の責任というものは、これは重大なものだと思います。

それから、もう一つ、硫化水素というのは私はよくわかりませんでしたけれども、去年の秋だったと思います、きょう切り抜きを持ってくるのを忘れましたのであれですけど、去年の秋、島根県の松江、東横インというホテルです。そこで産業廃棄物、簡単にいうと石こうボードを地下室に不法投棄しておいた。それが雨漏りでもって硫化水素が出て、隣にその異臭がいつても大騒ぎになった。幸い人命には至らなかった、影響はなかった。病院に運ばれた。あの処分場の中に建築廃材の石こうボード、どれだけ入っているか。さっき水が浸透するのはどのくらいか、多少は浸透するという話がありましたけれども、表面は土、芝ですから、当然水は入っていきます。山から大量に流れてきます。そここのところに溝ができてくるでしょう。そういうところがあるから5カ所が8カ所にふえているんです。だから落ち着いてきたなんて言えません。そして硫化水素というのは、簡単に発生するものなんだなというふうに私はわかりました。

ですから、もう一度言います、平成16年度と19年度行ったような調査を毎年きちっとやる。100ppmを超えたところは、多機能性覆土をする。それから、南側の排水路のところもきちっと工事をする。高橋議員、村井知事の認識は大変稚拙なものであります。それでもって自信過剰でもって科学的どうのこうのというような言葉を知らない。そういうところを村田町民、宮城県民の代表として、議会の中でしっかりやっていただきたいと思います。以上。

竹の内対策室長（加茂） ただいま県に対してのご質問もあったと思いますので、回答させていただきます。

4点ほどメモしましたけれども、そのうち3点は要望書にある事項でございますので、要望書の方もあわせての回答になりますが、一つは、毎年ガスの調査をしてほしいというご提案、要望ございました。それについては評価委員会の方でそういった調査が必要だという議論がされておりまして、当面、平成22年度にやる予定にしております。

その次に、例えばゲリラ豪雨とかそういったもので亀裂が不安だということがございました。それについては、先ほどご説明したように、週3回の定期点検、あるいは必要に応じて定期点検で、そういったチェックをしてまいりますので、速やかにそういったことがあれば対応する予定にしております。

それから、南側の排水路について、今回工事をしないということでもございました。これも要

望書にございますけれども、現時点での排水路によって、排水路が十分機能しているということで、今回の工事の対象にはしていません。そういった理由でございます。

一番最後に、硫化水素の件でございますが、当然、硫化水素というのは有害ガスでございますので、それはこのモニタリングの中で調査をしながら、周辺環境に影響がないようにきちんとやってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

住民 A まず一つは、今、モニタリングをやっているボーリングのあれがあるでしょう。水のモニタリングしているの。あれのデータを見ると、比較的きれいなんですね。きれいなデータになっているんですね。しかし、8本だけなんですね、今モニタリングをやっているの。調査している、検査しているの。何本ですか、今。8本ですか。この2月のあれだと8本になっているけどもね。それで、一番ひどいところでは硫化水素、今でも300ppmが観測されているということなんですけれども、あれは8ヘクタールの中でたったこれだけの穴しか掘らないで水の検査をするということは、非常に不十分だと思うんですよ。我々は103万立方という布団の上に寝ていて、いつあれが破けて出てくるかわからないという、本当に安心して寝ていられるような状況ではない訳ですからね。だから県としてもやっぱりこの倍ぐらいに調査するところをつくってもらって、それできちっと検査をすると。

だって、おれたち見ていると焼却ばかりしているところの検査ないですからね、今ボーリングしているところ。それから、いろいろシュレッダーダストも入っているし、いろいろなところ、物すごいやつが地下20メートルとか15メートルのところにとんどんと捨てていたからね、ああいうところはかなりひどいものが入っていると思うんです。そういうのがこれからとんどんと出てくるんじゃないかなと。

それで、今、24日に国会でも市田さんが環境委員会で竹の内問題やっていました。余り国の方ではよく把握していないような答弁だったから、ちょっと不十分だなと思ったんですけれども、廃棄物対策法、法律が最近変わるために今検討中だというようなことで、恐らくもっと厳しくなると思うんです。そうすると、あそこの今の処分場の中から出されるいろいろな数値なんかはかなり厳しく出てくることになってくるんじゃないかなと思うんだけど、いずれにしても県が住民の皆さん本当に安心して寝てくださいという、証明書をもらいたいんですよね。それをもらわないと、これは評価委員会のことにもなるだろうけれども、評価委員会でオーケーになったら5年で終わりでしょう、あそこはもう、処分場は。一番最短では。

竹の内対策室長（加茂） そういう年数は決まっていないです。

住民 A 大体5年だよ、法律だと。終わりになったらあとは地元の人が管理するのかわ

からないけどもね。そういう状況ですから、非常に問題があるので、やっぱり観測所というのは少なくではなくて多くつくって、それでやっぱり安心ですよということをみんなに住民に安心してもらえるような方向でやってもらいたいんだけどもね。

それから、サメのきばきょうまだ出てこないんだけども、あの処分場の中に全部今工事完了しちゃったから、中に入っちゃだめですよということなんですか、これ。住民でも何でもすべて。入れないということなんですか。そうすると何をやられているんだか、ちょっと我々は、あれ今までBさんもさっき言っていましたけれども、ちょこちょこ行って中に入って見ていたんですけれども、今度は入れなくなっちゃうと何されているかわからないというようなこともあるので、そこはやっぱりきちっと住民中心にして今度やっていただきたいというふうに思っています。

それから、もう一つは、説明会の問題では、後で改めてやるんだろうけれども、やっぱり村井知事もここに来たときに、住民説明会のときに、何人が少ない人がぎゃあぎゃあ騒いでいるとか言っているんですよ。それで、あとはみんないかにも納得しているようなことなんだけれども、それは絶対違うからね。だからもう1回知事が来たら、そこはきちんと正そうかなと思っているんですけれども、だから、この次の説明会のときはきちっと知事が出てもらいたいなというふうに思っています。

竹の内対策室長（加茂） それでは、今、また何点かございました。

一つは、処分場の水が今モニタリングの結果きれいだということで、そういったことでございますけれども、井戸の本数が少ないのではないかと。要望書の方にもそういった趣旨の要望がございます。少ないか多いかという判断は非常に難しいんですけれども、私どもとしては評価委員会でどのぐらいの井戸が必要かということを議論していただいて、その結果、必要だということについては対応してまいりたいというふうに考えております。現時点では今の井戸で十分というか、今の井戸でモニタリングをするという答申をいただいておりますので、今後評価委員会でいろいろご議論をしていただければいいのかなというふうに思っております。

それから、2番目、これはご質問だったかどうかわかりませんが、国会の方で質問があったということですが、私ども聞いている範囲では、安定型処分場というのはやっぱり問題があるからやめるべきではないかというような話が一つと、もう一つは、産廃特措法の期限の延長、竹の内の案件ということじゃなくて、全国にも別の事案もあるので、産廃特措法の延長、あるいは十分な予算の手当てというものをしてほしいという要望がたしか国会の方であったというふうに私どもも承知しております。

それから、3番目、住民の方が処分場の中に入れないのかということでございますが、そういったことではなくて、ご要望あるいはご連絡があればいつでも私ども現場に来てご案内をさせていただきたいと思っております。ただ、ああいう管理地でございますので、私どもの知らないところで住民の方だけが入るとするのは、非常に管理上一般的なことを考えてもなかなか難しいのではないかと。ですから、ご要望があればいつでも参りますので、その辺はしっかりと対応させていただきます。

それから、知事の出席ということについては、ご要望ということで承らせていただきます。以上でございます。

住民B 忘れないうちに言っておきます。サメのきばが出てしまったので、それで入れなくなったと。私がいつも入っているところも、下向きのサメのきば入れてしまったんだよな。あいつは私をねらったサメのきばだろうと。非常に……、いや、笑い事じゃなくて。それで今まで竹の内汚れているよという情報を上げたのは、これは我々だよ。あなた方から上がったのなんかないんだ、残念ながら。100%そうだから。まあ98%はそうなんだよ。我々の入場、検査によって、こここうなっている、ああなっているという話になったんだから、それ来ることないってというのは、あなた方は本当は常駐しなきゃならないんだよ、あの中に。それで、その具体的なクリアの仕方として、この間、住民も処分場の出入りできるような鍵を預けなさいというようなことを言った。でも、もっとすごいサメのきばくっつけてしまったんだな、わきの方にな。私が行こうと思ったところにね。だから、もうこうなれば役場にも鍵がある、我々のところにも鍵があるというのは、具体的にこれは求めます。あなた方に任せておけないという、今までの話し合いから見たって、これまでの流れから見たってね。11年の運動の歴史を見たって、これはやっぱり宮城県には任せておけないよ。だからこんなに騒いでいる訳だから。だから我々も鍵を預かる。

それから、具体的には評価委員会でどういうふうなモニターがいいのか。モニターはもう新しくしなきゃならないというふうに思っていますので、それは提案をしたい。それで、そのモニターも役場にも置く、同じもの。当然だよ。それから我々のところにも置く、というか現場に備えつけておく。可搬型のppm単位のガス検知機とかね、そういうふうなのは現場に置いておいて、我々自分で……、あなたは来られない場合もあるさ。同時に地震があつて、割れ目があったよ。そのときに役場だって来られないかもしれない。そのときは我々が駆けつけるといことなんだよな。ということなので、そいつは具体的な提案として今度の評価委員会でかけるけれども、そういうことも一つあります。だから、鍵を役場に置くというのは、これは約

束だから置くよ。それから、もう一つ足してサメのきばくっつけたんだから、我々のところにも置けよというふうな話ね。それから、モニタリングはそういうふうにすると。それが一つ。

それから、これからは住民との話し合いというのは、どんなときでも出てくる、これは。どんなときでも。この間の住民監査請求のときも、監査委員があんまりやりたくないんだかどうかかわからないけれども、ちょっと文面を変えてしまって、調査費の2億9,400万円をバックしなさいというような文面に変えてしまったので引っかけからなかったけれども、そのときの監査委員会の最後の結びでも住民とちゃんと相談してやりなさいよと。町ともちゃんと相談してやりなさいよと書いてあるんだ、みんな。どんなときだって、先生方の質問に答えるときだって、県議会の請願の採択のときだって、住民とちゃんと相談しながらやりなさいって。これは当たり前なことなの。それで、ふたあけてみたら、サメのきばでおまえたち近づくなよと言っているのと同じなんだからね、これは。こんなばかな話はないんだよ。だから、住民にとって本気になってふんどし何枚も締め直して、だから少年なんて言われるんだよ。いまに、はな垂れ小僧なんて言うよ、おれ。だめよ、やっぱり。住民が心配しているんだ、一番。ヤーさんにもうけさせてヤーさんのところおっ放してやって、それで住民をいじめているんだよ、あなた方は。簡単に言えば。そんなことが許される訳がないっちゃ。だから、住民が心配だといったら、1日やっぱり手当てしていかなきゃならないと思う。それで飯食ってるんだもの。住民はこうやって御飯半分で母ちゃんから行ってこいって言われて「はい」なんて来たんだよ。本当は晩酌始まるはずだったんだ。やめて来たんだから。

それから、もう一つ言ったけども、いいか、あなた方はごみは持っていかないというような言い方をする。ごみは持っていかないじゃなくて、持っていきませんと。今の県の財政状況では持っていけないんです、勘弁してくださいというのが当たり前だっちゃ。そいつ、いばって持っていかないなんて言うから、何だこのということになるので、それでその分は本当は業者に代執行で金取ればいいんじゃないの。そういうことですよ、そのことは前から言っているんだ。お答えは要らない。言い逃れになるから聞きたくない。

竹の内対策室長（加茂） よろしいですか。今、4点ほどございましたけれども。

住民B まずその前に、来年の1年間は私担当しますというのがないとな、これは。そうよ。お答えはしました、はい、3月末ですからさようならというんじゃ話にならないんだ。だから、きっちりと後釜に後継ぎをさせるか、それとも私もう1年担当することになりましたという、こんな顔ですけれども我慢してくださいと頼むかどうかだよ。

竹の内対策室長（加茂） 異動があるかないかという問題ではなくて、県としてお答えをさせ

ていただきます。

今、4点ございまして、いずれも要望書の中にあるものでございまして、そちらの関係になると思いますが、まず鍵の問題でございます。要望書の中では鍵は町に預けてほしいという要望でございました。ただいまは、町と守る会と両方にとということでございました。要望書の中では町と協議させていただきますとご回答しておりますけれども、あわせて鍵の問題については今後ともいろいろご相談、お話し合いをさせていただきたいと思っております。鍵の管理の仕方については、今後お話し合いをさせていただきたいと考えております。

それから、2点目がモニタリングの強化ということで要望書にございますけれども、モニタリングの方法というのは評価委員会でご検討いただくということですので、具体的な強化の提案がありましたら、Bさんも評価委員会の委員でございますので、評価委員会の中でぜひご議論させていただきたいと思っております。

それから、住民との話し合いをしっかりとということでございまして、これも先ほど申し上げましたが、私どもとしてもそういったことは今後も真摯に対応してまいりたいと思っております。

それから、廃棄物の撤去、代執行でやるべきだというお話でございましたが、先ほど申し上げたように、代執行でできるのは必要な範囲ということでございますので、私どもとしては現在の方法が一番合理的だと判断させていただきました。あと、今回の方法でもし問題があれば今後また必要な対応をするということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

住民A 廃棄物の行政に撤去させるという今言ったやつね、さん、あれお金持ちでしょう、すごく。持っているでしょう。調べたでしょう。さんという人。かなり資産持っていて。だから、当然取ろうと思えば取れますよ、これは。マニフェストは焼いちゃったからないけれどもね。だから、そういうのに徹底して当たっていくべきだと思うんです。

それから、今、産廃物とか一般廃棄物で問題になっているのは、今までの法律でかぶせてきたやつではもう対応し切れなくなっているということなんですよ。その辺の法律も変わるんでないかなと思うんですけれども、あそこの竹の内には私たちも目撃している訳だけれども、焼却灰どんどんどん捨ててるんだよね、あそこにね。焼却灰を捨てるということは、水素イオンが高くなってpHが高くなって、プラスチックなんかどんどん溶けて、プラスチックの中に含まれているような物質がどんどん出てくるということ、これは何年かたつと恐らくそういう問題が出てくると思うんですよね。

ですから、いわゆるこの国の基準にも観測、反映、調査、いろいろ項目ありますけれども、これになしに、それ以外のやつもかなり出ていると思うの。私たち、いつもそれ言ってきましてけれどもね。だからその辺も含めて、どこで検査するのかわからないけれども、やっぱり何がどれだけ出ているかというやつをすべての問題でやっぱりやっていただきたいなと思います。そうしていただかないと、これだけではこれ以外のものが出て、案外、人体に影響が出てくるかもわからないしね。そういうこともやっていただきたいというように思っております。

竹の内対策室長（加茂） 2点あったと思います。

措置命令をかける対象というのは、私どももいろいろ調査をして、この人は十分措置命令をかけられる対象であるという判断をしてかけております。先ほどおっしゃった方については、そういった対象には現在なっておりません。措置命令の対象になっておりません。それから、措置命令をだれにかけているかというのは公表していますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

それから、国の基準にない物質による影響というものをこれまでもいろいろご心配をいただいて、今回の要望書の中でもポリカーボネート、それからビスフェノールA、それからジオキサン等についてもモニタリングをしてほしいと。これは、前回の評価委員会でもそういった話が出たかと記憶しておりますけれども、その辺は評価委員会の中でこれから議論されていって、必要な調査を私どもに求められるものかなというふうに思っております。

住民D とにかく絶対安心です、絶対害が出ませんという行政をやっていただかないと住民安心できないからね。そこは保証してもらわないとね。

住民B 今、室長が、今月いっぱい終わるかわからないから言わないと、県として承りましたというような話なんだけれども、それは室長が言うのでなくて、ここに上役2人もいたんだもの、あなたは少年だから大人がちゃんと答えるべきだよ、そいつは。ここで責任者がね。そうですよ。

それから、本当に何回も言うけれども、これ以上住民をばかにした、ばかにしたとも。ばかにされたと思っているんだからね、こっちは。だめだよ、そいつは。何の資格があつて住民ばかにしているのという話になってくるんだから、とにかく「これからも住民とちゃんと話をしていきます」って、「も」って言ったんだよ、あなたは。「も」じゃないよ、「これからは」だよ。言葉じりつかまえるようだけれども、「これからも」って、今まではなかったんだよ。いいか。

最後、あなたが県として承りましたと言ったんだから、それは新しい室長になるんだか何だ

かわからないけれども、そうは言わないけれども、室長ができたなら早速ここに来て、ちゃんと前の室員からはこういうふうな引き継ぎがありましたというのはやらなきゃならない。そいつはな。すぐにやらなきゃならないよ。今までみんな3月にご破算で願いましては4月からは別にやりますってしてきたんだから、そんなことはやるなよ、もう。いいか。そのところは本当に何回も言ったけれども、何回も言うけれども、これからはきっちりやります、「これからは」だよ。そうでねときょう帰られないよ。「これからも」なんて言われたのでは、これから何したらいいんだって。だから室長でなくて部長が、部長は変わらないんだろうから、1年だからな。何だかわからないけれども、今まで1年で変わった部長もいっぱいいたからね。わからないんだけれども、とにかくきっちり引き継ぎをして、竹の内の問題点は何なんだということを引き継ぎをしてもらわなきゃだめだと。

何だかこの前の説明会ではAさんとBさんが喧嘩したようだから、もう少し頑張ってあいつら分かれてしまって、おらほが勝つんだからなや、もう1年頑張れなんていうような引き継ぎはすることない訳だから、これは。だめよ、そいつは。何が問題なんだということなんだ。何十回も言ってやんだくなっているんだ、本当に。引き継ぎのことをもう1回言って。それで、部長もそのことで一言。

環境生活部長（今野） 私からでもいいですか。

この工事と、工事が終わってからのモニタリングについては、県としてしっかりと責任を持ってやらなければいけないと考えております。それで、実際の具体の仕事については、今、加茂室長が室長としての責任でやらせていただいております。もし、通常の役所のルールですと、加茂室長も相当の年数この仕事に携わっておいりましたので、4月1日でのほかの部署への異動ということがあるかもしれません。可能性が高いと思っております。ただ、その場合にも、この仕事は県としてしっかりとやらなければいけないという認識でやってまいっておりますので、少なくともこの19年度からやらせていただいたこの支障除去対策工事についてはいろいろご相談もさせていただき、ご意見も伺いながら、評価委員会の審議もいただきながら、そういう体制のもとでしっかりと取り組まなければいけないということでやらせていただいておりますので、まさにこの工事は終わりましたけれども、見た目、全然事情を知らない方が見ればきれいな平らな土地だなというふうに見えるような状況になりましたけれども、実はこれからが大切だと。その処分場としての廃止に向けて支障が出てこないようにということでしっかりと管理していかなければいけないということで、これからが大事だというふうに、私も県として考えておりますので、そこはもし加茂室長がほかの職員にかわるということがあ

れば、その引き継ぎはしっかりやるということで、私からも当然そのように、加茂さんにも後任の方にも話をいたしますし、私自身もそう考えております。

私がこの4月1日でかわるということは、私は全く考えておりませんし、多分そうならないと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

住民B この次、新室長が来て説明するときに、加茂室長と一緒に来てもいいんだよな。そういうようなのは今まで県ではないだろうけれども、そういうようなことだって考えなきゃないさ。ここは特殊なんだもの。仕方ねっちゃ。そういうようなことも具体的な提案としてしておきます。そういうようなことはないというのは知っているよ、それは。県でやったことないのは。だけれども、やらなければならないような状況にあるということだけはきちっと頭の中に入れておいてください。

住民C くどいようですけれども、確認させていただきます。

部長さんはかわらないということなので、部長さんに確認させていただきますけれども、そうすると、平成16年度、平成19年度に行ったような調査をこれから毎年やっていくと。そして、100ppmを超えた場所については多機能性覆土をする、そういうことでよろしいですね。

それで、去年の10月に評価委員会の方が村田町でありましたけれども、そのときも私、同じようなことを話しました。そうしたら、評価委員長の方が早速県の方というようなことで、それでさっき多分加茂対策室長の方から平成22年度はやると、そういう話が出たんだろうと推測しています。23年以降もよろしくお願いしたいと思います。今の点が確認。

それから、もう一つ、これは今まで何回も何回も要望してきたんですけれども、もう一つ具体的に要望します。今、守る会会長と、県との方のやりとりで、住民としっかり話し合いをすると、そういう話でしたよね。「これからは」か「これからも」かわかりませんが、住民としっかり話し合いをやっていくということですよ。

それで、これまで対策室長に去年の3月のときに伝言をお願いしましたけれども、知事の方にはなかなか伝わっていないようですので、部長に私、知事の方に伝言、伝えてほしいと思います。そして、部長の方から村井知事をいさめてほしいと思うんです。ひとつよろしく申し上げます。

どういうことかという、今言ったように住民としっかり話をすることです。ところが、おとし10月19日、恒久対策の最終案説明会の中で、知事は、村田町民に向かって「2人だけぎゃあぎゃあおっしゃっても」と。相手が知事だろうが何だろうが、そんなことを、人に対して言葉を使うなんていう無作法な非常識な話はありません。大阪の橋下知事もかなりの暴

言を吐きますけれども、彼も3度くらいきちっと謝罪して議事録修正しています。これはちゃんと議事録に載っていますから。48ページに。宮城県の恥です。おまけに、そのときに村井知事は町長に対してもこういうことを言っているんですよ。48ページです。「いや、だから受け取らないと言えば、町長が受け取らないと言えば、県はやりませんからね。一切やりません」。町長、お前受け取らないなら知らないぞと。これは暴言でしょう。

地方分権、地方分権とよく言われますけれども、地方分権の本質というのは対等平等です。今、21世紀です。お代官様なんていう時代ではありません。肩書きに負けているとそういう台詞をはくんです。佐藤英雄村田町長も、町のトップと県のトップは対等平等なんですから、堂々と抗議してください。あなたがふだん言っている地方分権の精神と違うじゃないか村井さんと。私は何ぼ気が弱くたって村田の代表なんだと。あなたに、あなたの部下あるいはそれ以下の扱いを受けるようなそんなばかな話はないんだと、そう言ってください。それが21世紀の、幸い我々日本に生まれて、北朝鮮なんかとは違って、こういう世の中に生まれた幸せだと私は感じています。そういうことをきちっと対策室長、それから秘書課の菊田さんといったかな、電話で私やりとりしましたけれども、知事にきちっと言えないみたいですから、部長さんから、ちょうど水戸黄門の時代であれば家老が訳のわからない殿様をいさめると、そういうふうな気持ちでもってきちっとこの暴言に関しては謝罪して、議事録も修正して、ホームページの方も直して、宮城県の恥をきちっとけじめをつけると、そういうふうに伝言を伝えてください。以上です。

住民A 2月の議会で須藤さんも発言していましたが、最後のところで、県は住民の皆さんとよく話し合っただけから対応していくということを言っていますし、きのうおとといの国会でもそういうことで住民ときちんと話し合っただけで解決していくというようなことを言われていますから、環境大臣かな、あれは。そこは十分に、住民が納得しなかったら絶対進まないんだから、そこだけは絶対に外さないでください。

住民C せっかくだからもう一つだけ。1分で終わらせませうから。済みません。

須藤議員にお願いしますけれども、民主党の宮城県連代表の岡崎トミ子さんは今でも次の内閣の環境大臣なんですか。そうなんですか。

それでは、ぜひ1度、竹の内産廃は2万8,000ppmですから、日本一ですから、これは竹の内、宮城県の問題じゃなくて、宮城県の産廃行政の問題ですから、政権交代を言うならば岡崎さんにぜひ竹の内に来るように、須藤議員、よろしくお願いします。終わり。

住民D では、私、一つだけ。

部長が先ほど、これから大切だと言っていましたよね。それから、先ほど私が言ったように、あくまで今度の対策は支障除去対策と最初やった暫定対策にすぎないと。したがって、恒久対策というのはまさにこれからだというふうに認識をしていただきたいと。だから、例えば多機能性覆土を全面的にするとかそういう話もあったし、あるいはまた、無害化を早めるためのさまざまなガス処理とか水の処理とか恒久的な対策として、それをやはり計画するとか、そういう具体策をやはり一緒に、ここの工事の終了と同時に、今後の課題と、それから今後の対策というふうな形で示してほしかったなど。また、そうすべきだというふうに思うので、ぜひそこから辺は、今度いずれ来月あたりにまた要求に対する回答ということになるとは思いますが、ぜひ今後の対策ということ、課題と対策についても検討していただいて、この回答の場に臨んでてもらいたいというふうに思います。

竹の内対策室長（加茂） ただいまのご要望、ご質問でございますが、暫定か恒久かということについては言葉の問題もあると思いますけれども、いずれにしてもまず第1期工事が現在終わりました。今後、モニタリングを続けていって、必要があればまた対策をとりますし、幸い安定化すれば廃止という方向にいくのかなと。ですから、それは今回の対策が結果的に暫定になるか、結果的に恒久になるかということは、今後モニタリングで判断をしていきたいというふうに考えております。

それから、4月に説明会ということでございましたが、冒頭にも申し上げたように、そういったことは現時点で私どもも何とも言えませんが、きょう、ご要望に対しては今チェックしましたけれども、あらかたご質問が出て、お答えをしたのかなというふうに思っておりますけれども、今後もこの内容についてはまだまだお話し合いをしていく必要があるのかなと思っておりますので、そういった、どういう場になるかわかりませんが、これで終わりということではございませんので、そこはぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

住民B どういう場になるかわからないじゃなくて、知事と部長が来て、親しくお答えをいただくということだよ。どうもご苦労さま、ありがとうね。長い間、ご苦労さま。

竹の内対策室長（加茂） 要望の回答、ほとんど残っていないと思いますけれども、順番にもしらせていただければなおありがたいと思いますが、よろしいですか。

住民D いやいや、そっちは、室長、それは。一応、回答書を置いていったというふうに、きょうはね。その話になってくるとまたあれだから。

竹の内対策室長（加茂） いろいろ内容にも触れさせていただきましたけれども、今後もいろいろな場面でまた。

住民B だめだっちゃん。あんたはうまい。そうやってぐちゃぐちゃぐちゃっとしてしまって、竹の内つくったんだよ。これが宮城県の職員のやり方なのか。うまいんだ。だめ。こいつは受け取らないよ。おら、ちゃんとこれ来たんだからな。

それで、何でこだわっているかといったら、私も名前を書きました。責任があります、私には。あるんだよ。あいつなんざなつたのしゃって聞かれるんだ、これは。私の名前を出したのに、だれも来ていない。私自身さえ、きょうは来ることないんでねのかっていうふうな言い方をしていたので、こんな話はないっていうの。だめ。だから、ちゃんと来月、再来月あたりに知事と部長が来て、あとあんたとあんたの後任が来て、こんなに来ることないから、もったいないから、残業手当。そういうふうにしてやって。きちっとこれからはちゃんとお話をいたしますと。そいつ、おれは名前を書いてしまった限りはみんなに伝えなければならない。これが住民団体の責任のとり方で、宮城県の責任のとり方とはいささか違うんだな、これが。

環境生活部長（今野） できるだけ早くというご要望、確かに承りました。ただ、4月になるか5月になるかというのは、ちょっとこの場では勘弁させてください。Bさん、聞いていてくださいね。できるだけ早く来ます。あとちゃんにご連絡します。

住民E 直前じゃなくて、余裕を持って知らせてください。我々も人集めしますから。

環境生活部長（今野） はい。それで、とりあえず書類ではきょう置いていきます。決してこれで終わりということは全然考えていませんから、そこはご安心いただきたいと思います。

司会 それでは、一区切りしたようでございますので、以上をもちまして本日の住民説明会及び意見交換会について終了させていただきます。

本日は、どうも大変ありがとうございました。

以上

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場支障除去対策

住 民 説 明 会 及 び 意 見 交 換 会

日 時 平成 21 年 3 月 26 日 (木) 19 時から

場 所 村田町沼辺地区公民館

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 説 明

(1) 村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場支障除去対工事の完了
について

(2) 平成 21 年 2 月 24 日付け村町第 1,018 号で要望された事項に対
する回答について

4 意見交換

5 閉 会

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場支障除去対工事の完了について

1. 支障除去対策工事（雨水浸透防止対策工事）

（1）覆土整形工

覆土整形工 約70,000m²（うち多機能性覆土工 約6,600m²）
処分場内排水工、東側法面保護工、防護柵工等

（2）排水工

町道側排水溝（645m）、農道側排水溝（161m）、防護柵工等

（3）電気設備改修工事

分電盤（N=8面）、配電盤（N=1面）、動力盤（N=1面）、架空電線路工事等

2. 処分場の現状と今後の対応

（1）処分場の現状

処分場からの発生ガスや浸透水・放流水による周辺地域の生活環境への影響は認められていない。（第5回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会による評価結果）

（2）今後の対応

モニタリング

- ・硫化水素等定期状況調査（毎月）
- ・硫化水素連続調査（24時間連続）
- ・大気環境調査（年4回）
- ・多機能性覆土状況調査（年4回）
- ・水質調査等調査（年4回）
- ・バイオモニタリング調査（年4回）
- ・浸透水・地下水等ダイオキシン類調査（年2回）

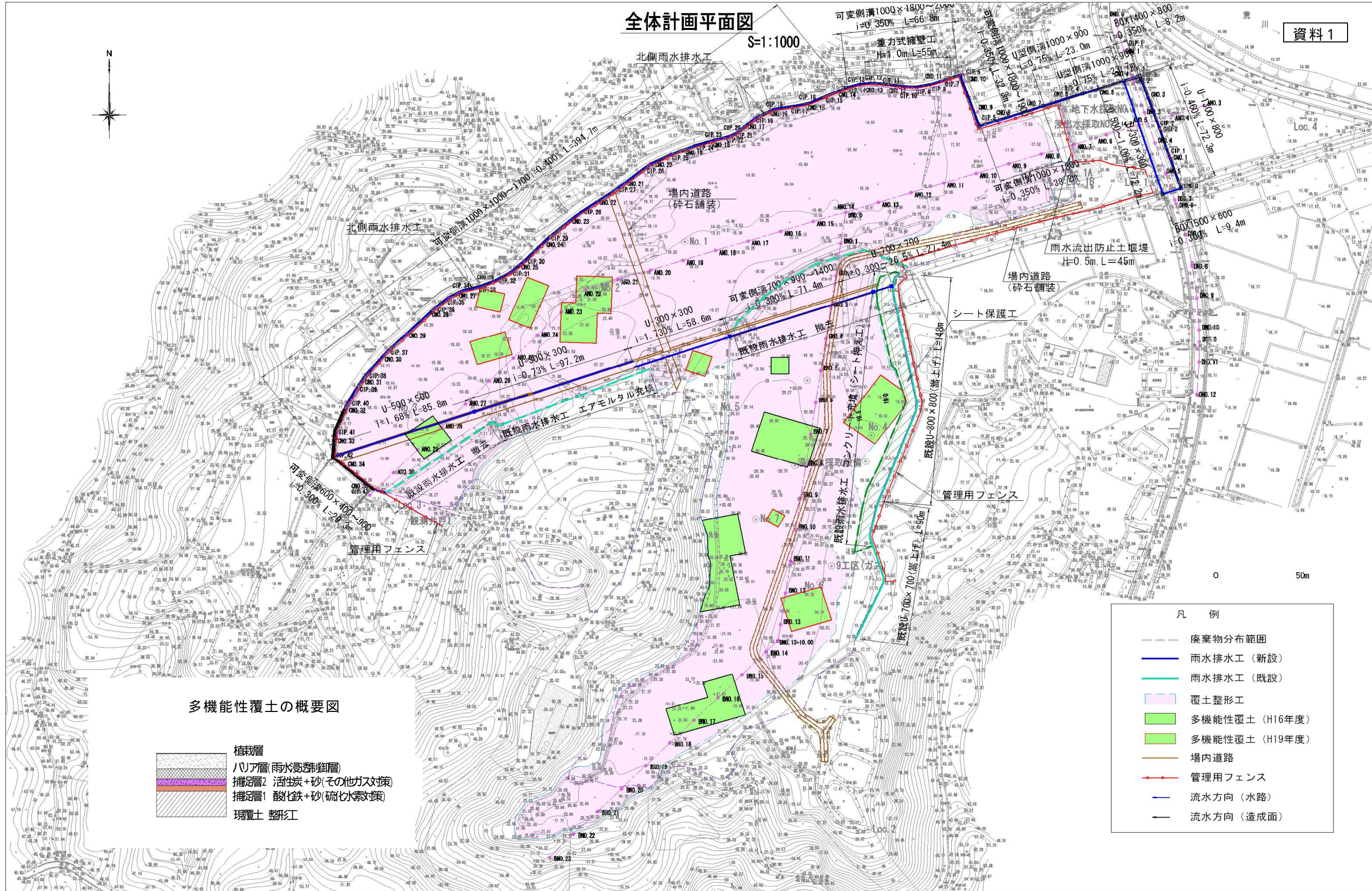
維持管理

- ・通年業務 巡回点検（週3回、うち2回は業者委託）
- ・特定業務 除草作業、側溝清掃、各種施設設備の保守点検等

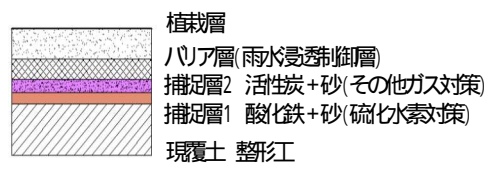
全体計画平面図

S=1:1000

資料1



多機能性覆土の概要図



- 凡 例
- 廃棄物分布範囲
 - 雨水排水工 (新設)
 - 雨水排水工 (既設)
 - 覆土整形工
 - 多機能性覆土 (H16年度)
 - 多機能性覆土 (H19年度)
 - 場内道路
 - 管理用フェンス
 - 流水方向 (水路)
 - 流水方向 (造成面)



着工前

完成



工事名	...
工種	...
区画	...
建設年度	...
建設月日	...
建設場所	...

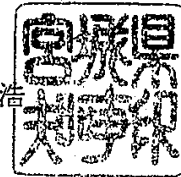
CM-11
CM-13
完成



竹 対 第73号
平成21年3月26日

村田町長 佐藤英雄 殿
寄井地区行政区長 吉野安吉 殿
竹の内産廃処分場からのちと環境を守る会代表 佐藤正隆 殿
竹の内水田埋立組合代表 渡辺義雄 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場の支障除去対策等に関する問題の
早期解決について（回答）

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場における支障除去対策につきましては、日ごろ格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、平成20年3月に着手した雨水浸透防止対策工事の実施に当たりましては、道路の通行制限等の御不便をおかけしましたが、そのことに対しても御理解を賜り重ねてお礼申し上げます。

現在の処分場の状況ですが、場内の覆土整形や周辺の排水溝の工事などによる雨水浸透防止対策が予定どおり完了いたしました。また、平成20年10月に開催されました村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会におきましては、処分場に起因する生活環境保全上の支障は生じていないとの評価をいただいたところでございます。

今後は、これまで御説明してきたとおり、モニタリング計画に従い、処分場及びその周辺の大気環境や水環境等について必要な調査を実施し、生活環境保全上の支障の有無を監視するとともに、処分場の安定化に向けて、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

さて、平成21年2月24日付け村町第1018号で要望のありましたこのことにつきましては、下記のとおり回答いたします。

県といたしましては、引き続き、処分場の安定化に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、各位におかれましても、これまで同様、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 モニタリング関係について

平成20年1月10日に策定したモニタリング計画に基づき必要な調査を実施するとともに、評価委員会の意見を聴きながら、必要に応じて計画の見直しを行ってまいります。

2 支障除去対策等工事関係について

モニタリング結果を踏まえ、必要に応じて事業者等に対する措置命令の発出や行政代執行による対策の実施などの措置を講じてまいります。

3 今後の計画について

跡地利用や処分場と一体となって機能している施設整備に対する取扱いについては、処分場廃止後の諸課題として、今後の処分場の安定化の推移を踏まえつつ、土地所有者や村田町、地域の方々とともに検討してまいります。

4 その他、個別の要望については、別紙のとおりです。

宮城県環境生活部竹の内産廃処分場対策室
電話：022-211-2691 FAX：022-211-2390

〔別紙〕

モニタリング関係

【要望事項 1】

バイオモニタリングの実施については評価委員会で決定されているところですが、実施の時期及び詳細な内容についてお示し願いたい。

（回答）

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会（以下「評価委員会」という。）の答申に基づき策定したモニタリング計画に基づき、平成21年度から、荒川上・下流において、年4回、河川水を採取し、AOD試験（コイ科のアカヒレという魚を用いた生物毒性試験）を実施し、処分場からの放流水による河川への影響を評価します。

年4回の調査日は、今後、検査機関と調整いたします。

【要望事項 2】

硫化水素ガス等のモニタリングについては、多機能性覆土の効果検証と処分場全体のメッシュによるガス調査等の実施によって強化を図るとともに、実態に即した精度の高いモニタリング装置の改善と移動式モニタリング装置の導入整備によって確実な調査を実施願いたい。

（回答）

モニタリング計画に基づき、大気環境調査、硫化水素連続調査、表層ガス調査、多機能性覆土状況調査等を実施します。

また、評価委員会の意見を聴きながら、必要に応じてモニタリング計画を見直してまいります。

【要望事項 3】

浸透水汚染による住民不安を払拭するため、住民と協議のうえ、地下水モニタリング用井戸を増設願いたい。

(回答)

モニタリング計画に基づき、地下水の調査を実施します。
また、評価委員会の意見を聴きながら、必要に応じてモニタリング計画を見直してまいります。

【要望事項 4】

未規制化学物質に対する住民不安に対処するため、ポリカーボネート、ビスフェノールA、ジオキサン等のモニタリングを実施願いたい。

(回答)

評価委員会の意見を聴きながら、必要に応じてモニタリング計画を見直してまいります。

【要望事項 5】

モニタリングの結果や処分場の維持管理状況等について、定期的な住民説明会等を開催し、積極的な情報の公開をお願いしたい。

(回答)

モニタリングの結果や処分場の維持管理状況等については、これまでどおり、ホームページやお知らせ、評価委員会の議事録の公表等により積極的に情報公開に努めてまいります。

さらに、村田町や地域の方々の御意見を伺いながら、必要に応じて説明会の開催も検討します。

支障除去対策等工事関係

【要望事項 1】

発生ガスの吸着などを目的とした多機能性覆土は処分場全体の1割程度であることから、ガスに対する住民不安を払拭するために、その範囲を拡大して頂きたい。

(回答)

モニタリングの結果を踏まえ、必要な措置を講じます。

【要望事項 2】

浸透水拡散防止対策の関係から課題とされている処分場入口南側排水路については、円滑な場内排水を確保するために整備されるとともに処分場周辺の冠水防止対策等についても万全を期して頂きたい。

(回答)

処分場入口南側排水路については、処分場からの排水に支障が生じていないことから、今回実施した雨水浸透防止対策では、工事対象箇所とはなっておりません。

また、処分場周辺の冠水防止対策については、今回の対策工事により改善されるものと考えています。

【要望事項 3】

処分場からの汚水拡散を防止するために、浸出水拡散防止対策の確実な取り組みをお願いしたい。

(回答)

モニタリングの結果を踏まえ、必要な措置を講じます。

【要望事項 4】

焼却炉は産廃処分場と一体化している施設であり、ダイオキ

シンを大量に含んでいる恐れがあることから、焼却灰と併せて早急に撤去して頂きたい。

(回答)

焼却炉周辺の汚染物質については、平成16年度に調査を行い、汚染が確認されたものは行政代執行により撤去しています。なお、埋設されている廃棄物による周辺環境への影響については、モニタリングにより監視することにしております。

また、焼却炉については、生活環境保全上の支障がないという判断から、現時点では措置命令を発出する予定はありません。

【要望事項5】

県の措置命令による事業者設置の排水構造物は、一部民有地内に設置されていることから、今後の取扱い方針についてお示し願いたい。

(回答)

処分場に附帯して機能している施設設備については、処分場廃止後の課題として、跡地利用のあり方と併せて、関係者の方々とともに検討してまいります。

【要望事項6】

廃棄物の自然的な分解を待つのではなく、無害化を早めるための積極的な対策を実施して頂きたい。

(回答)

処分場に起因する生活環境保全上の支障については、今回実施した対策工事により除去されるものと考えております。なお、今後は、モニタリングを実施しながら、処分場の安定化の推移を監視しつつ、必要な対策を講じてまいります。

今後の計画について

【要望事項 1】

当該処分場は乾田化を目的とした当初計画から懸け離れ、不法廃棄物の埋め立てによって農用地としての活用が困難となったことから、処分場用地を県有地化し、有効活用して頂きたい。

(回答)

今回、支障除去対策工事が完了したことから、当面は、モニタリングを実施しながらその効果を検証してまいります。跡地利用については、モニタリング結果を評価しながら安定化の推移を踏まえつつ、処分場廃止後の課題として、関係者の方々とともに検討してまいります。

【要望事項 2】

安定型処分場に埋立てできない廃棄物や許可容量を大幅に超える違法な廃棄物を撤去して頂きたい。

(回答)

埋設廃棄物の撤去は、処分場による生活環境保全上の支障を除去するために必要だとは考えておりません。

【要望事項 3】

処分場の刈り払いやモニタリングなど、今後の処分場の維持管理計画について具体的にお示し願いたい。

(回答)

モニタリング及び支障除去のために必要な施設設備の保守点検や場内の清掃など、これまで同様、必要な業務を専門業者や県職員が行ってまいります。

【要望事項 4】

処分場内排水の濁水対策用として使用されている処分場区域外の三段池を原形へ復帰し返還すると同時に正式な浄化施設を整備願いたい。

(回答)

処分場に附帯して機能している施設設備については、処分場廃止後の課題として、跡地利用のあり方と併せて、関係者の方々とともに検討してまいります。

【要望事項 5】

処分場の廃止基準及び廃止時期について、具体的な考え方を示し願いたい。

(回答)

評価委員会等の意見を聴きながら、廃棄物処理法の基準に照らし適切に判断してまいりたいと考えております。

その他

【要望事項 1】

処分場周辺住民の日常生活における健康不安に対する対策を継続されるとともに、その具体的な取り組みについてお示し願いたい。

(回答)

引き続き、健康相談会や健康調査を行っていくとともに、お知らせ等により積極的に情報を提供し不安解消に努めてまいります。

【要望事項 2】

災害など不測の事態が発生した場合は県の責任において速やかに対応して頂きたい。

(回答)

不測の事態に対しては、速やかな対応をしております。

【要望事項 3】

緊急時に備えて処分場入口の鍵は町にも保管させて頂きたい。

(回答)

村田町と協議してまいります。

平成 21 年 2 月 24 日
村町第 1,018 号

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

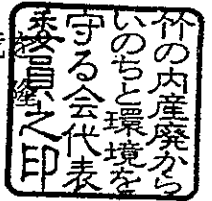
村田町長 佐 藤 英



寄井地区行政区長 吉 野 安



竹の内産廃処分場からいのちと環境
守る会 代 表 佐 藤 正



竹の内水田埋立組合
代 表 渡 辺 義



村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場の支障除去対策等
に関する問題の早期解決について(要望)

春寒の候 貴殿におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から竹の内地区産業廃棄物最終処分場の支障除去対策の推進については
特段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在進められている支障除去対策工事につきましては、硫化水素ガス
の発生や冠水防止対策など、処分場周辺住民の安全・安心を確保することを目
的として産廃特措法に基づき実施されてきたところではありますが、計画当時から
懸案となっておりました下記の問題について、具体的な取り組みを着実に進
められるよう要望いたします。

なお、要望の各項目につきましては、平成 20 年 10 月 16 日に村田町沼辺地区
公民館で開催された「第 5 回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境
影響調査評価委員会」での住民意見や平成 21 年 1 月 29 日の関係者との意見交
換会で出された要望事項であり、関係者が等しく切望しているものであります。

ご承知のように、竹の内産廃処分場は許可容量の約 3 倍もの廃棄物が不法投
棄され、さらに、安定型処分場に処分できないものも不法に投棄されるなど、
結果として硫化水素ガスの発生や冠水被害など周辺住民の生活に甚大な影響を
与えてきたところであります。

この処分場は一般的な山間地域に設置された処分場とは異なり、水田の乾田化を目的とした安定型の処分場であることから、隣接して民家が建ち並び、近くに小・中学校及び幼稚園が位置し、住民が毎日の生活を営んでいる、重要な日常生活の場であります。

つきましては、このような状況をご賢察いただき、周辺住民の安全・安心と、竹の内産廃処分場対策に対する地域住民の理解と信頼性を確保するため、各項目に対する真摯な対応を要望いたします。

なお、年度末でお忙しいところ誠に恐縮には存じますが、各項目の対応等について、早急に地元説明会等を開催して頂き、ご回答下さるようお願い申し上げます。

記

モニタリング関係

1. バイオモニタリングの実施については評価委員会で決定されているところですが、実施の時期及び詳細な内容についてお示し願いたい。
2. 硫化水素ガス等のモニタリングについては、多機能性覆土の効果検証と処分場全体のメッシュによるガス調査等の実施によって強化を図るとともに、実態に即した精度の高いモニタリング装置の改善と移動式モニタリング装置の導入整備によって確実な調査を実施願いたい。
3. 浸透水汚染による住民不安を払拭するため、住民と協議のうえ、地下水モニタリング用井戸を増設願いたい。
4. 未規制化学物質に対する住民不安に対処するため、ポリカーボネート、ビスフェノール A、ジオキサン等のモニタリングを実施願いたい。
5. モニタリングの結果や処分場の維持管理状況等について、定期的な住民説明会等を開催し、積極的な情報の公開をお願いしたい。

支障除去対策等工事関係

1. 発生ガスの吸着などを目的とした多機能性覆土は処分場全体の 1 割程度であることから、ガスに対する住民不安を払拭するために、その範囲を拡大して頂きたい。
2. 浸透水拡散防止対策の関係から課題とされている処分場入口南側排水路については、円滑な場内排水を確保するために整備されるとともに処分場周辺の冠水防止対策等についても万全を期して頂きたい。
3. 処分場からの汚水拡散を防止するために、浸出水拡散防止対策の確実な取り組みをお願いしたい。

4. 焼却炉は産廃処分場と一体化している施設であり、ダイオキシンを大量に含んでいる恐れがあることから、焼却灰と併せて早急に撤去して頂きたい。
5. 県の措置命令による事業者設置の排水構造物は、一部民有地内に設置されていることから、今後の取扱い方針についてお示し願いたい。
6. 廃棄物の自然的な分解を待つのではなく、無害化を早めるための積極的な対策を実施して頂きたい。

今後の計画について

1. 当該処分場は乾田化を目的とした当初計画から懸け離れ、不法廃棄物の埋め立てによって農用地としての活用が困難となったことから、処分場用地を県有地化し、有効活用して頂きたい。
2. 安定型処分場に埋立てできない廃棄物や許可容量を大幅に超える違法な廃棄物を撤去して頂きたい。
3. 処分場の刈り払いやモニタリングなど、今後の処分場の維持管理計画について具体的にお示し願いたい。
4. 処分場内排水の濁水対策用として使用されている処分場区域外の三段池を原形へ復帰し返還すると同時に正式な浄化施設を整備願いたい。
5. 処分場の廃止基準及び廃止時期について、具体的な考え方をお示し願いたい。

その他

1. 処分場周辺住民の日常生活における健康不安に対する対策を継続されるとともに、その具体的な取り組みについてお示し願いたい。
2. 災害など不測の事態が発生した場合は県の責任において速やかに対応して頂きたい。
3. 緊急時に備えて処分場入口の鍵は町にも保管させて頂きたい。

以上